

6 月 3 日 (第 2 号)

令和7年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和7年6月3日（第2号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（一般質問）	
才脇明美	3
高尾靖子	14
池田忠史	25
永谷幸弘	36
中川敦司	48
散会の宣告	60

令和7年豊能町議会6月定例会議会議録（第2号）

年 月 日 令和7年6月3日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
4 番	中川 敦司	5 番	寺脇 直子
6 番	管野英美子	7 番	永谷 幸弘
8 番	永並 啓	9 番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

議事日程

令和7年6月3日（火）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

開議 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は質問及び答弁を合わせて50分とします。

才脇明美議員を指名いたします。

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

おはようございます。

2番・大阪維新の会、才脇明美でございます。

議長からのお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。50分の時間です。全部質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、地域公共交通についてからします。

私が議員になって、交通問題の質問を続けてまいりました。毎回毎回、理事者側にとっては、さぞ、「またか。」という心の声が聞こえるような感じです。しかし、心を折れずに質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

4月21日、阪急バスがダイヤ改正・減便・一部廃止になりました。想定内のことが早々と豊能町にも起こりました。

バスの減便・廃止が、町民の通学・通院・通勤に与える影響をどう把握されているのか、各部長にお願ひいたします。

まず初めに、西地区の義務教育学校の通

学手段として、公共交通機関の利用を検討しているということでしたが、阪急バスが大幅に減便されたので、その対応についてお願ひいたします。

私、先週の29日に開催された通学区域審議会を傍聴いたしました。そのとき、西地区の光風台小学校のPTAの方から、「学校まで相当な距離があり、歩いて通学することは遠いところもある。公共交通機関の利用を検討しているということであるが、ハニタスの車両やスクールバスなどを走らせてもらえないか」という意見がありました。

何回も何回もやり取りがあり、聞いておりますと、地域の保護者の声として切実なものがあると感じたのですが、阪急バスのダイヤが減便された中、教育委員会として、今後この地域の声にどう応えようとしているのでしょうか、答弁お願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

令和8年4月に開校するとよの東学園、とよの西学園の通学区域を決定するに当たり、教育委員会からの諮問に対し意見を答申するため、令和7年4月と5月に通学区域審議会を開催し、保護者の方や地域の方などから様々な御意見をいただきました。

その中で、特に新光風台地区につきまして、今までより通学距離が遠くなるため、特に小学校低学年などの通学については、「体力的・心理的に懸念している」であるとか、スクールバスの導入可否については、「この会議で答申とすることはできないのか」という御意見をいただきました。

最終的には、通学する区域を決定するという観点から、この答申の内容には含まれ

ませんでした。教育委員会としても、こういった審議会の場で御意見をいただいたということ深く受け止め、スクールバスの可否も含めて、通学の方法については再度検討したいと考えています。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

検討するばかりではなくて、実行していただきたいと思います。

町は、人口を増やそうと、今いろんな政策を打ち出していますが、バスが減便される地域によっては、今までより学校が遠くなるということになってきますと、ますますまちの魅力がなくなると思います。

町として、学校が遠くなることで、まちの魅力がなくなることについて、どのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

おはようございます。

議員おっしゃいますとおり、町の魅力の視点、これ非常に大事だと私も思っています。

本町は、そもそも大阪近郊のベッドタウンとして、まちづくりを進めてまいりました。子どもたちの体力面や心理面、これに加えて、まちづくりの観点からも引き続き、都市部からの子育て世代にも選ばれるまちとして、転入促進にも力を入れていかなきゃならないと考えているところでございます。

そのために、学校統合に当たって、通学距離が相当伸びる、遠くなることについては、特に1・2年生については、体力的なことも含めて、何らかの対策が必要と考え

ております。

先ほど教育委員会が答えましたように、今後、早急に、スクールバスも含めて検討を進め、結論を出し、保護者にも御理解が得られるように進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

町長、ぜひよろしくお願いいたします。

東地区でも、切畑から小学校へ行くのに1年生は約50分かかります。さっささっさ歩けない。あの歩幅で、朝の50分、夕方帰りの50分、かなりきついと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、高校の通学に関わる交通です。

高校への通学手段が不安定になるということは、教育の機会を損なうことにもつながります。

特に、部活活動終了の下校や早朝の登校においても、バスがない、親が送迎できないといったケースも耳にします。

先日、仙波こども未来部長と、行きたい高校に行けない、バスがないから選択肢が限られるね、せっかく高校無償化になっているにもかかわらずと、深刻な話をしましたね。

この交通の問題は、総務部の所管ではありますが、教育現場でも影響は大きいと考えます。こども未来部、教育委員会として、現場の声をどのように受け止めているのか、また、町全体の交通政策について、こども未来部、教育委員会はどのように、連携、提携を行っているのか、お伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

東地区のバスの減便につきましては、町

民の方々の生活全体に大きな影響を及ぼしており、特に通学にバスを利用している高校生などには、例えば、部活動の帰りなど、大変御不便をおかけしていると考えています。

また、高校生の通学に大きな影響を及ぼすことはもちろん、バスが減便することにより、例えば、今まで茨木方面の高校へ考えていたその進学を諦めてしまうなど、中学生の進路選択の幅が狭められることについても、教育委員会としては大いに懸念しているところです。

今後の公共交通をどうするかというのは、大変難しい課題であると認識しておりますが、教育委員会としても、子どもたちの学習環境という観点から、総務部やその他の所属とも連携し、町全体の課題として取り組む必要があると考えています。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

手塩にかけてきたとよのっ子、この交通問題で芽を摘んでほしくないなと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、小森部長に質問します。

公共交通機関を使つての通院や健康診断の受診ですが、池田市立病院の予約時間間に合わない。希望ヶ丘の集会所での集団健診、余野の診療所にたどり着けないという声が実際に寄せられています。

町としては、受診控えや健康被害につながりかねない。この事態をどう受けているのでしょうか。そして、移動手段を福祉や医療と切り離して考えるのではなく、町全体の保健、福祉戦略の一環として、対策を講じるお考えはないのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。お答えをさせていただきます。

ただいまお話しいただきました市立池田病院の通院につきましては、一時診療を原則といたしまして、地域の診療所、かかりつけ医で受診し、必要に応じて、診療所からの紹介で通院されているケースだと思っております。

先ほどもございますように4月21日に行われた阪急バスのダイヤ改正によりまして、東地区より池田方面へ移動するバスが減便されたことも理解してございます。

現在、病院の診療時間でありまして8時から11時の間に受診していただくことということであれば、希望ヶ丘4丁目6時49分発、阪急池田駅到着は7時39分でございますけれども、このバスに御乗車いただいて、受診していただくことしかないと、現在は思っております。

次にございました希望ヶ丘の集会所の件につきまして、集団健診ということで理解してございます。

本年も6月27日の金曜日午前9時から12時まで実施予定でございます。この健診を受診していただくには、東地区デマンドタクシーに乗車いただければ、最寄りの希望ヶ丘3丁目バス停に8時台から11時台まで1本ずつございますので、この便の御利用で受診可能かと思っております。

次に、私ども国保診療所の件でございます。

本診療所の内科診療につきましては、火曜日金曜日は9時から11時半の受付で、診療は9時半から12時、13時30分から14時半の受付、診療は13時30分から15時の診療を、月曜日と水曜日は午前のみ、木曜日につきましては、健診やワクチンの接種等を午前・午後を実施してございます。

歯科につきましても、基本月曜日から金曜日までの9時から11時半までの受付、これは診療が9時半から12時と、お昼13時30分から16時の受付、これは診療は13時30分から16時30分の診療してございます。

内科、歯科とも、阪急バス、また東地区デマンドタクシーを御利用いただければ、受診につながるのかなと思ってございます。

本診療所におきまして、患者様より今回のバス減便による影響を少しお聞きしました。

本診療所に行くことが困難になったということは特にお聞きしませんでした。減便によりまして、これまでの診療時間を変更しなくてはならないということもお聞きして、これにより生活リズムが変わり、慣れるまで少し時間がかかるかなという旨の御意見もいただいているところでございます。

今回の減便等に係る影響は全国にも共通課題であるバス運転手の成り手不足であると認識でございますが、今後、改善がされないとなると、この御指摘いただいております本町内外での受診の確保について、今後も非常に大きな影響があると考えてございます。

しかしながら、対応策につきましては、なかなか難しいと考えておりますが、特に、現在でも、先ほど申し上げました手段が1便である阪急池田駅へのアクセスは、最後の砦となっていることも理解してございます。この必要性につきましては、阪急バスにぜひお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

ありがとうございます。細かい説明あり

がありがとうございます。

希望ヶ丘まで高山の人どうやって行くんですか。川尻の人どうやって行くんですか。

デマンドタクシー、予約、帰りの便は。行きはよいよい、前何遍も言うてます。帰りの便はどうなるんでしょうか。いろんな課題がまだまだ山積して、小森部長、私は、頑張るわと言ってほしかったなと思いで。

健診の際に、大きな病院で診てもらうように促されます。大体、ここやったら池田市立病院。そのときに、時間予約は、8時から11時までと言っておられましたけど、向こうの都合で10時に来てくれとか、11時とか言われるかも分かりません。そういうふうには、10時とかやったら時間が間に合わない。そして、次は帰りの便です。帰りの便も4時間ぐらい待たなあかんとかいう声も聞いているんです。

病気と判断されて、検査を促された。そしたら、まず病気の心配もせなあかん。今度は、そこに通院する、大きな総合病院に通院する交通の便も心配せなあかん。家族がいたらいいですよ。でも1人で住んでいる方、こんな息子、娘に言うたらちょっと心配やからこんな言われへんわとか言う人もいるかも分からないじゃないですか。1人でいきたい人もいるかも分からないじゃないですか。

豊能町は、幾つになっても安心して住み続けられるまちと言えるでしょうか。他部署との連携を深め、事業者とも協力しながら、町民の移動手段を維持しなければならないと考えます。

次に、2、3、4の質問、一遍にします。

阪急バスが運行している限り、新たな交通手段の導入は難しいとのことでした。これは、これまで繰り返されてきた答弁ですが、町は何にも阪急の邪魔をしていないの

に、阪急バスは徐々に去っていっています。

それで本当に住民の暮らしが守られているのでしょうか。実際には、バスが減った、もう生活ができない、移住者を募るなんてもってのほかという声が町内にも広がっています。

それでも、町は阪急バスがいる限り、町は何もできないという姿勢を続けるのでしょうか。「はい、そうです。」と言われたら、もうこれで終わります。

5月18日に開催された議会報告会でも、涙ながらに訴えられていた方がおられます。

その方は、「自分のことではない。私はまだ夫がいるから大丈夫なんです。しかし近所の人たち、交通弱者が大変困る」、その声を御夫婦で訴えに来られていました。

「バスもないのになにがまちづくりや」と言われ、切実な思いを私は胸に刺さりました。

そして、新たな選択肢として、以前にも質問しました地域交通の広域化、空白時間帯にデマンドタクシーやハニタスが運行できるように、地域公共交通会議に諮り、池田市、箕面市、茨木市と協議し、連携して、柔軟な移動手段がつかれないのか、そんな覚悟はないのか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。それでは、回答いたします。

まず、阪急バス、運行しているが、何もできないのかという御質問でございました。

阪急バスの路線バスに競合して、例えばデマンドタクシー等を運行することにより、バスの利用者が減少し、ひいてはバス路線の減便、廃線につながることは避けなければならないと、このようには考えてござい

ます。この考えは、今までも再三申し上げたとおりでございます。

また一方で、今回のダイヤ改正では、バス路線の運行回数が非常に少なくなっており、通勤・通学、先ほど通院という話もございましたが、時間帯における移動需要を賄うことが難しくなり、また、運行間隔は空き過ぎまして、利便性が低下している状況でございます。

町といたしましても、まちづくりの基礎となる通勤・通学、また通院や買物などへの移動手段の確保は、最重要課題と考えておりますので、何らかの施策の検討を打っていく必要があると考えてございます。

空白時間帯に対応するための代替施策につきましては、先ほどデマンドタクシーの広域化を想定した御質問もございましたが、今回、阪急バスのダイヤ改正に併せて、取り急ぎ取り組める対策といたしまして、デマンドタクシーのダイヤ改正を行い、幹線となる路線バスへつなぐ施策を行ってございます。

また、空白時間帯に対応する施策と併せて、今回の定例会で補正予算に提出させていただいております地域公共交通の運転手の確保対策事業として、就職支援補助、家賃補助につきまして、同時に取り組んでいきたいと思っております。

現状を踏まえまして、通勤・通学時間帯に対しての施策、利便性の確保をする対策は必要と考えてございますが、都市と都市部をつなぐ生活交通としての重要な役割を担う広域的な幹線については、能勢電鉄、あるいは阪急バスなどの交通事業者が担ってございます。

一方で、町内移動の支線、フィーダーにつきましては、既存の路線バス、タクシーに加えて、デマンドタクシーが担ってございます。

町内を起点とするバス幹線の空白時間帯に対応するため、便数の多い箕面森町線へ接続するデマンドタクシーの運行回数を増やすことなどの広域運行は考えられますが、京都タクシーの運転手不足問題もございまして、運行時間、運行回数の増加については、すぐには取り組めない状況でございます。

現在はそのように考えておりますので、今後、またバス事業者とも協議を図りながら、どのような対策が講じられるのか、引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

デマンドタクシーが幹線道路につながったら、ものすごくうれしいことですね。でも、タクシードライバーが不足していると。京都タクシーの問題。町の車はどうなっているのかしらと思うんですけど。

先ほど、ハニタスと言いましたが、ハニタス、K P I 測定終了後のハニタスをどう交通施策に生かすのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

A I オンデマンドバスハニタスにつきましては、令和7年3月に3回目の実証実験を実施しました。

昨年度に行った実証実験からの変更点は、運行期間、運行会社、運行車両となっております。

運行日数につきましては31日、運行会社は京都タクシー、運行車両は1台でございました。

1日当たりの平均乗車人数は17.7人でご

ございました。昨年度に行った実証実験では、1日当たりの平均乗車人数は25.7人となっておりますので、大幅な減少となっておりますが、1台当たりの平均乗車人数、相乗り率は増加となっております。

現在、K P I の取りまとめを行っているところでございますが、A I オンデマンド交通システムを利用した運行に関しましては、運行経費などのランニングコストが高額であり、費用対効果の面からも難しいと考えますが、運行会社からの意見も伺い、今後の方針を決めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

私、A I オンデマンドバスと言っていない。ハニタスと言っている。ハニタスの車両のことを言ってるんです。

A I オンデマンドバスハニタスやったら、またお金かかるのは分かってますやん、そんなん。同じことを繰り返さないでしよう、普通。ハニタスの車両はどうなるのかな、新たな施策は考えておられるのかなと聞いているんですけど、考えておられないようですね、まだ。答弁お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ハニタスの車両につきましては、現在、阪急バスと覚書を交わしております。

今後、今の、先ほど言いましたように、A I オンデマンドバスの検証結果を踏まえまして、バス業者等の意見を聞きながら、今後、その他の利活用も含めて、検討していきたいと、このように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

ずっとこれを繰り返しています。一般質問で。

自分たちのまちの移動は自分たちで守る。今後の交通施策に当たっていただくよう強く求めて、次の質問に移ります。また9月にします。

次は、水道料金についてです。

豊能町の水道は、現在、大阪、これやじが飛ぶかも分かりません。

豊能町の水道は、現在、大阪広域水道企業団から受水によって供給されていると承知しています。

確かに、技術的な管理や水質管理などの実務は企業団の所管であり、町が直接の水源や浄水業務を行っているわけではありません。しかし、料金の最終的な決定と町民への請求は、町の水道会計の責任の下で行われており、企業団のせいで、企業団の管轄だから町は関係ないという姿勢は適用しないと考えています。

町民の皆様から「なぜ豊能町の水道料金はこんなに高いのか」という御意見を日々いただいております。

私、座談会したときも言われました。「何でや」と、「ちゃんと説明責任をなさい」と。

一つ目の質問ですが、他の市町村に比べて水道料金がどの程度なのか、確認させてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。お答えいたします。

水道料金がどの程度なのかという御質問です。

本町では、9割以上が口径20ミリ、20ミ

リですと2センチのパイプで皆さんの宅地のほうに配管、給水されておりますので、その費用ということでお答えすると、1か月当たり20立米の水道水を使用した場合ということで、本町の場合は税込5,588円となっております。

次、府内の平均の料金ですが、これは令和6年11月の大阪府市町村ハンドブックによりますと、こちらでは口径13ミリということでの表記ではありますが、1か月同じく20立米当たりの水道水を使用した場合は2,967円となっております。

これは、本町の水道料金と比べますと、本町が府内平均より1.67倍ほど高い料金であるということになっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

その要因は、どういったことが考えられるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

水道料金が高い理由、要因ですが、府内の平坦な市街地と違いまして、本町は東西にかかわらず、坂の多い町ですので、ポンプアップ、そういう送水のほうの施設、それから、配水池などが数多く点在しておりまして、これら施設や各宅地に配水する水道管などに係る維持管理コストが高いためと考えております。

一例で申し上げますと、令和4年度の水道料金改定の説明会の際に、企業団のほうから資料提供がありまして、その内容にはなるんですが、水道使用者1人当たりの水道管延長、つまり1人でどれだけの水道管

を負担しているかでございますと、大阪府内平均では、水道管延長は2.6キロに対しまして、豊能町の水道管延長は、府内平均の4.15倍の10.8キロとなっております。

これは、豊能町は配水効率が大幅に悪いということを示しているのではないかと考えております。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

本町は、水道企業団と池田市の水道を配水しています。池田市の水道は、町全域に配水をされているのですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、水道のほうですが、豊能町内全域、給水区域全体にわたって安全な水道水を安定的に供給するために、その費用を水道料金で賄っているということで、企業団のほうから聞いております。

御質問のその古江の浄水場の水道水の関係ですが、こちらは自己水源にもなっておりますが、こちらのほうは、今現在はその本町の西地区のみに配水供給されているということでございます。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

古江から来る水道水は西地区、東地区には来ていないですね。

では、その池田市の古江から配水される、設備に係る経費は、全住民が負担しているのですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問のとおり、水道の利用者全員でいただく水道料金で賄っております。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

仙波部長、もうまとめて質問していいですか。坂田部長でした、すいません。

全国でも、上下水道管の設備の老朽化が問題となっています。本町で一番老朽化している地域と、そして、その設備更新はいつ頃かと、そしてその設備更新をする地域の費用は誰が負担するのか、教えてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町で一番老朽化している地域についての御質問ですが、これについては、昭和42年頃から順番に整備された、ときわ台地区での水道施設が最も年数が経過しております、ということは、老朽化が進んでいるということになるかと思います。

企業団ではこれを受けまして、令和3年度から、ときわ台地区の水道管更新を計画的に実施しておると聞いております。

なお、この更新の財源については、国の交付金や水道の利用者、全住民からお支払いいただく水道料金などで賄っていると聞いております。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

坂田部長が答弁されたように、水道料金は受益者が公平に料金を負担するというこ

とですね。どこの場所でも、豊能町だったら、もう公平に、皆さんが公平に負担するということですね。

これは当たり前のことかも知れませんが、この理由、これを住民に広く周知することが必要だと思います。

どのように広く確実に周知されるか。なぜ私がこの質問をしたかと申しますと、東地区のせいで、私たちの自分たちの水道代が高い。理由は、東地区の水道管が老朽化して、修繕するのに負担がかかっているからやと指摘されました。

その後、他の方面からも同じ内容で聞こえてきました。ましてや、東地区なんか要らんと言われました。

私は、そのとき、その情報は間違っていますと、たどたどしい説明やったかも知れませんが、目いっぱい言いました。

でも、それでは駄目やなと思って、議会は行政をただす場ではありますが、同時に住民に正確な情報を届ける責任を負っています。だから、私はこの一般質問を通じて誤解を正し、理解を得たいと考えた次第です。

坂田部長、どのように、広く、確実に周知しますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、議員御質問のとおり、水道料金については、受益者が公平に料金を負担しているということを、水道事業全般も含めて広く住民に周知していくことが必要であると考えております。

そのため、大阪広域水道企業団のほうでも、企業団のホームページを通じまして、水道事業に関することも発信して、本町の

ほうでも、そのページについてはリンク掛けをさせていただいております。

ホームページ以外では、今年度から、本町の広報とよにおきまして、水道事業の決算に関する情報を10月号で掲載する予定で、今現在進めております。

大阪広域企業団との連携を通じて、今後も住民の皆様にも、正確に御理解いただけるように広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

本当にお願ひします。専門的な情報をかみ砕いての工夫、難しい文言ばかりではなくて、そして、図とかQ & Aとか、そして、よくある質問、何かFAQと言うんですって。FAQなどを導入して、広報するようにお願いしたい。それをお伝えください。お願いします。

次の質問です。

高山地区のほ場整備について。また、坂田部長です。

お米不足、お米問題、毎日毎日テレビで、ニュースつけたらお米お米お米、言ってますね。

このような日本になるなんて情けないです。瑞穂の国ですよ。

今日も傍聴に来られているかどうか分かりませんが、農業もっとやれ、瑞穂の国やぞと、党派は違っても応援してくれてはる人がいます。農業をもっとやりなさいと。

ほ場整備とは、農地の区画整備や用排水路、農道の整備などを通じて農業の効率化を進めると同時に、地域の防災や景観保全に資する非常に重要な公共工事ということは、皆様も御承知の上だと存じております。

この事業は、国、大阪府、町と費用を分担し、地権者の協力の下、進められてきま

した。

しかしながら、高山地区において地権者から、整備不良が発生し補修工事が必要となった。また、町に費用負担が発生すると連絡を受けました。

私は、府議会議員の堀江ゆう氏と連携し、現場に入り、対応について一定の方向性を見てまいりましたが、なぜこのようなことが起きたのか、町としてどのように受け止めるのかと、改めて明快にしておく必要があります。米不足です。今年のお米を作ろうと思って頑張ってはった。頑張ってはったというか、苗を農協に頼んではった人もいます。それをキャンセルしたと、間に合わないから。明確にお答えください。

そして、ほ場整備の整備不良のための補完工事、これが必要になった場合は、町の負担率を教えてください。ほ場整備の負担率と、もし補修整備を、またするとなったときの負担率を教えてください。二つ教えてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、一つ目の整備不良に関する御質問のお答えですが、昨年度末、高山地区で工事完了したほ場整備事業にはなるんですが、地権者のほうからの報告で、その農家さんが対応できないような大きな転石が複数、表土の中に混入していたということが、御報告を受けております。

この件につきましては、大阪府と同様、本町のほうも、先日、現地確認のほうを行っております。事業の実施主体である大阪府に対しましては、地権者のほうに過大な、余計な負担を負わせることのないよう、改善をしてほしいということで求めており

ます。

今回のこの事案につきましては、契約不適合責任、以前であれば瑕疵というものですが、そういうことで、大阪府と請負業者との間で協議中というか、協議を今行っております。これについては、業者のほうに責任を認めまして、6月上旬、今月から手直し工事を行う予定であるということで聞いております。

ただ、本町のほうでは、この請負業者との間に契約関係はございませんので、業者に対してのその原因究明とか、改善指示とか、そういったものをちょっと行うということではできないというところです。

二つ目の質問で、本体工事とか、そういう付随して必要となる補完工事の負担率についてですが、こちらはどちらも負担率10%となっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

現場確認行かれましたか。

行かれました。

こんなに、人間では持てない岩が田んぼの中にあるんです。28年ぐらい前に、切畑では場整備がありました。うちの田んぼ32枚ぐらい小さいのがあったんですけど、それが一つになりました。

そのときに、石がやっぱりあった。でも、手で、真ん中から畦までは運べませんよ。でも、キャタピラーの運搬車に主人が置いて、それを運ぶ。私は、麻袋に入れて、小さいのは。入れて入れてします。それをした経験はあります。

しかし、トラクターに乗って耕すときに、私が乗ったら、後ろのロータリーというやつね、耕すときの。あれの軸がパーンと折れたんです。石で、私が乗って。女人禁制

か、このトラクターはと思ったぐらい。それを修理しても、余野の溶接屋に持って行って、芯を入れてもらいましたけど、また駄目でした。シームレスじゃなかったですからね。

そうしたら、そのロータリーを、個人的な話ですいません。ロータリーを買うのに25万円、14馬力で。当時1馬力10万円ですわ。140万円、それが、そのロータリーを変えるだけで25万円、だから主人は40万円で中古を買いました。

そういうことなんですよ。もしあれが、トラクターが入っていたら、あんな、こんな大きかったら、もう入りませんがね。だからユンボで出したと言うてはります。

そして、こんな、これぐらいの大きな岩を高山川に落としている。大雨になったらどうしますか。全部アウトですよ、せき止められて。

牧の人が言うてはりました。請負業者は全然見に来ないと。農業を知らんような作業員が作業していると。そして、その人たちに何か注意したいけど、いや、もっと改善してくれるんちゃうかな、でも、変なことを言ったら、まだ、高山の場合ですよ、まだ下がありますよね、南のほう。まだ残っているから、変なことが言えない。遠慮して遠慮して、3月14日、工事終了で、24日に引渡しになったんですよ。3月24日に引渡しで、さっさと補修工事していたら、間に合っていましたわ、田植。

それが、町として、町の対応状況はどうだったのかなと、私はお伺いしたいです。もっと迅速に行動を取っていれば、お米作っていたと思うんですよ。お答えいただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

この高山のほ場整備事業については、農村総合整備事業ということで、大阪府営の土地改良事業で、現在、実施しております。令和4年2月4日付で大阪府と覚書を締結しております。その中で、本町の役割としては、事業推進に当たりまして、その各種の協議調整を円滑に進むように大阪府に協力するというのが大きな役割となっております。

先ほどの議員の御質問の工事の契約、大阪府が契約者、工事業者に対しては、先ほども答弁したんですが、契約関係はありませんので、本町のほうから指示とか協議ということを行うということとはできないとなっております。

ただ、大阪府に対して、地権者からのお話を聞いて、それを大阪府に伝えるということではありますので、今後もそういった体制で臨んでいきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

町の責任の話なんですね。1割も負担しているのに。大阪府、大阪府と言ってますけど、まず、農業をしてはる人が一番近い行政は町だと思うんですね。だから、まず、町が、町の対応、町と深い連携があったら、こういうもっと迅速に、私は事が進んだのかなと思います。

覚書に、いろいろちょっとちらっと見させてもらいましたが、町の職員が、地権者が農業を安心して営農できるように協力して行ってほしいなと思います。

以上で、才協明美の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、才協明美議員の一般質問を終わ

ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、10時30分といたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。日本共産党でございます。

6月議会に、コロナにかかりまして質問ができなくて大変残念に思っておりますが、それを再び、ここへ登場させて質問させていただきたいと思っております。

議長の御指名により、今から質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

一つ目ですが、公共交通についてです。

先ほども御質問がありましたけれども、お願ひしたいと思っております。

A I オンデマンド交通は、3月のみ運行でした。最後の3回目ですね。運賃が300円、利用者の増につながらなかったということです。交通問題は切実であります。運転手不足問題に加え、バス料金値上げ、減便や廃止が相次ぎ、移動権・交通権を保障する立場に立つのかどうか、お伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

先ほどの才協議員の一般質問でもございましたが、現在、町における交通問題、先ほど御質問の課題を直ちに解決できる有効

な対策は現在ないような状況でございます。

A I オンデマンドバス（ハニタス）につきましては、令和7年3月に3回目の実証実験を実施いたしました。現在、K P I の取りまとめを行っているところであり、今後、運行会社からの意見も伺い、今後の方針を決めていくこととなりますが、A I オンデマンドバスの運行における課題といたしましては、まず、先ほども質問ございました運転手不足の問題、これが大きな問題かなと思っております。

運転手不足に対しましては、本町に限らず全国的な問題となっております。国、都道府県、事業者において、各種施策を講じているものの、働き方改革関連法の施行に伴う、いわゆる2024年問題もあり、厳しい状況が続いております。

町の施策といたしましては、令和6年度より府外からの転入し、交通事業者への就職した方への移住就職支援金を加算する制度をつくりました。

現在のところは、実績がございませんが、そのようなことも取り組んでいるところでございます。

また、今定例会に補正予算に提出させていただいております運転士確保対策事業として、就職支援補助、家賃補助につきましても、新たに取り組んでいきたいと思っております。

また、運行費用の問題につきましても、現在、K P I の取りまとめを行っておる状況でございますが、A I オンデマンド交通システムを利用しての運行に関しましては、システムの運用経費などのランニングコストが高額であり、費用対効果の面からも難しいと考えてございます。

運賃設定につきましても、令和7年3月の実証実験では、現在の路線バス、あるいはデマンドタクシーとのバランスもあり、

前回と同様の300円と設定いたしました。

路線バスやデマンドタクシーなどの既存の公共交通の運賃より安い運賃設定については、難しいのではないかなど、このように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

豊能町としては、今回阪急バスさんの運転手不足についての支援という形の予算です。ね、取り組まれているということはすごくいいことだと思っております。

それで、お聞きしたいのは、令和6年3月に計画期間として、令和10年度まで豊能町地域公共交通計画の概要版というのがありまして、それを計画推進するという立場におられると思うんです。

これは、総合政策課が作成した概要版ですけれども、これに基づいて、令和10年まで、しっかりと進めていきたいということなのかどうか、その辺も確認したいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

地域公共交通計画のことだと思っておりますが、計画策定については、種々関係者もいろいろ集まっておりますので、本町の公共交通計画策定したものでございますので、大きい方針は、その計画に書いてあるとおり取り組んでいきたいと思っております。

ただ、先ほど申しましたように、例えば運転手不足の問題等々、なかなかその計画どおりにいかない事情もございます。

ですが、引き続き、公共交通の維持確保に向けて、町で取れる様々な施策について、

交通事業者の意見も聞きながら、あるいは地域の方の意見も聞きながら、有効な手だてができないかということは、引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

これまで、まちづくり、まちづくりということで、塩川町長のときに、まず、まちづくりで人口を増やしていくということが課題となっておりますけれども、なかなか人口が増えていないという状況ですね。

それで、これから取り組まれるということで、急がなくては、今、高齢化している中で、本当にお買物が不便、医療関係へ行くのにも不便というような状況がもう出ております。本当に、どうしたらいいのだろうかというような相談を受けます。

その中で、ハニタスの所有がどこであるかということが言われておりましたけれども、これは明確になったのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ハニタスの車両の所有の御質問だと思っておりますが、ハニタスの車両の所有につきましては、町の所有となっておりますが、今後の使用用途が現在未定であるため、ハニタスの実証運行の検証が終わり、今後の方向性が決まるまでは、阪急バスに車両の劣化を防ぐための維持管理、その維持管理以外の用途では使用しないことを条件に、覚書を交わしております。

ですので、現在は阪急バスのほうで車両管理についてお願いしてるところでございますが、今後、ハニタスの実証運行の検証

が終わるタイミングで、利活用について、方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

阪急バスさんには3,700万円という補助金が出ております。これは、現在も継続されていると思うんですけれども、こういうことがあって、バスが減便されていることは、本当に町民にとっても心外なことで、本当に困った問題だと思っております。

今後、こういうことを踏まえたことで、地域公共交通の中で、しっかりと充実させていく。本当に、このハニタスの車両も利活用が網羅されるような、そういうようなことをぜひ進めていっていただきたいと思うんですけれども、その点も含めてちょっともう一度御答弁ください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ハニタスの車両、現在4台ございますが、今後、活用について、事業者の意見も聞きながら検討はしていきたいと思っておりますが、運転手不足の問題が非常に大きい問題であるかなと思っております。

これを、例えばデマンドタクシーとかに利活用するにしても、交通事業者の協力が不可欠でございます。例えば毎日の運行となりますと、さらに、交通事業者の協力がないと、なかなかそういう運行は難しいと思っておりますので、その点も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

しつこいようなんですけれども、この問題は、本当に急がないといけません。やはり元気なお年寄りの方が多い。私も元気ですけれども。歩いていくこともできますけれども、近い場合は行きます。でも、往復でお買い物に行って、重たいものを持って帰ってくるようなことは、すごく負担になりますので、返納する方がどんどん、自動車免許の返納の方多くなってきておりますので、それをやっぱり急がなければなりません。その期間としてはどれぐらいの想定でされているのか、今年度中なのか、来年度中なのか、この10年までというふうに書いてありますけど、それまで待てるかどうかというところでございますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

いつまでの検討期間かというようなお尋ねだと思うんですが、先ほども申しましたように、運転手不足が非常に大きな問題であると。

今議会の補正予算にも、さらに追加的に、運転手確保対策事業として、予算の取組を計上させていただいております。運転手が一定数確保、例えば京都タクシーとかでもできるのであれば、いろんな方向性が出てくるかなと思っておりますが、現在のところ、まだそういう状況には至っていない。引き続き、町としても、運転手確保に向けての対策をどのように講じていくのか、費用の面もあるんですが、まずは運転手がないというのがなかなか施策を考える上で、ネックになっているかなと思っておりますので、その辺のことも踏まえながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、

いつまでに運転手が確保できるかということは、ちょっと明言はできませんが、運転手を早急に確保していけるような手だてを考えていきたいと思えます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

最後になりますが、町の独自でやるというようなことはお考えになっていないのかどうかです。町独自で、ハニタスがもし自由に使えるならば、町として運転手をしていただく方、第2種を取らなくてもできるようなこともできるというような話を聞いておられますが、そういうことは全くお考えになっていないということなんでしょうかね。それちょっと考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

町直営で、例えば、デマンドタクシーとかを運行するとか、バスの運行をできるのかということだと思んですが、なかなか難しいと思っております。

運転手がそもそも不足しているところがある。町の職員になりますと、様々な問題が出てきます。運行管理と安全対策と事業所として位置づける必要もあるのかなと思っておりますが、ハードルが非常に高いと。

そこは、バス事業者、あるいはタクシー事業者さんのノウハウ等々を生かしながら取り組んでいくのが一番無難だろうとは思っておりますが、町の直営で運行というのは、ちょっとハードルが高いという認識を持っております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

これで終わりたいと思えますけど、早期に対応ができるように、阪急バスさんと詰めて、利便性のある交通権が守れる、そういうところでのまちづくりをぜひ推進していただきたいと思えます。強く要望しておきます。

次に行きます。

万博会場への小中学校の遠足についてでございます。

大阪湾の廃棄物処分場を万博会場にしたので、今でも1日2トンのメタンガスが発生しているということでございます。そういう会場です。出入口は、トンネルと橋の2か所だけの孤島、台風や地震も逃げ場がなしという、そういう心配の中で、今、子どもたちの遠足なんかが進められているわけです。ヒアリもいると。熱中症や食中毒の心配、人気のパビリオンには希望どおり選べず、リングをぐるぐる回るばかりで、熱中症が心配だという学校のほうの先生もお聞きいたしております。

熱中症が心配、引率の先生も、今言いましたように、不安ということでございます。他校の教員からも情報を聞き取り、安全確認されているのかどうか、この点、確認したいと思えます。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在開催中の大阪・関西万博は、世界中からたくさんの人や物が集まるイベントで、当町の豊能町の遠足等の学校行事として、既に実施した学校もあるというふうに聞いております。

来場者数が多くて、確かに教員の引率というのは大変やったというふうにはお聞きしておりますが、子どもたちは大変喜んで

いて、貴重な体験ができたというふうにお聞きしております。

万博の遠足につきましては、教員たちも実際に遠足に行く前に各校の教員が下見を行い、もともと準備は整っているというふうにお聞きしております。

また、気付いた情報については、今までも校長会などで情報を共有しております。国際的な体験ができる貴重な機会として、子どもたちが安心して体験できるように、今後もこういった形で情報の共有はしていきたいというふうと考えております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

しっかり慎重に取り組んでいただきたいと思えます。

先日の日曜日ですか、15万人で、初めて一番多い入場者数を示したということですが、いろんなイベントによってそういう、多くなり少なくなりすると思うんですけども、迷い子になったりすることも出ているというふうに思いますが、引率の先生というのは、一クラス単位であれば、担任の先生と副担任という格好で、2人が見守っているのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思えます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学年ごとクラスごとにどれだけ教員がいるところですが、そういう担任の先生と副担任の先生も含めて、できるだけ学校の体制の中で、そういう引率の教員を確保できるような体制でお伺いしているというふうにお聞きしております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

先生も疲れて大変だというようなことも聞いておまして、その点は十分に対応できるようにしていただきたいと思えます。

カジノのための万博開催と言われているんですね。こうした状況で、行かない学校が増えていますが、これ以上行かないとも言えないので、ここで終わりますけれども、とにかく万全を尽くして、参加するに当たりは、先生方大変だと思うんですけども、そこは慎重に進めていただきたいと思えます。進めるというよりか、対応していただきたいと思えます。

以上で、一応この話は終わります。

次に、光風台と川西との通路についてでございますが、光風台4丁目から川西市大和団地の道路開通について、定期的な会議を持たれているのか、その進捗状況はどうか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、光風台、川西市の両自治会から平成30年度の要望を受けまして、令和2年度5月に完成しました光風台、大和団地間の連絡通路が完成後、コロナ禍を除きまして、年に一度は川西市さんと情報共有、協議を行っておるところです。

そういった中、令和5年度に広域道路に関する用地の取得が完了しましたので、本町としましては、開通に向けて、事業化を進めてほしいということから、川西市さんのほうとも協議のほうを進めておる中、本町のほうでは、昨年度の令和7年3月、この3月に光風台自治会に対して、あと川西市のほうは、今年度の4月に川西市大和自治会に対して、これまでの経緯を報告し、

自治会や近隣住民の意向、あと4者協議の開催などについて協議を行ったというところでは、

その内容なんですが、まず、光風台自治会のほうと豊能町との協議の中では、広域道路に関しましては、開通に向けて前向きな回答が得られたというところでは、

続いて、川西市と川西市大和自治会との協議のほうですが、川西市さんからは、大和団地を取り巻く環境の変化として、以前にも増して、その広域道路に対しては、大型車両の交通量に関して敏感になっておるということで、特に交通安全に対しての課題が挙がっておるというところのようです。

また、物流センターの開発を行っております。まず舎羅林山から箕面森町への道路新設計画もある中で、今後、数年の間に、さらに環境が変わっていくと考えられるということから、この広域道路の新設には、慎重にならざるを得ないという回答をいただいております。

ということで、それを踏まえて、今後は、当面は引き続き、川西と本町との2者間で広域道路に対する情報共有、協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

光風台自治会からは、要望書は出ているのでしょうか。その点ちょっと確認したいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

平成30年9月に川西市大和自治会と光風台自治会から要望書が提出され、それを受

けて、連絡通路を工事行っております。

その平成30年9月の要望書は、連絡通路と広域道路を両方とも整備してほしいという要望書です。ですので、連絡通路のほうを先に先行して行ったというところでは、それ以降は要望書は出ておりません。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

光風台から要望書が出なくても、この話は、川西市、豊能町で広域道路のほうは進めたいというふうな意向と受け取ってよろしいのでしょうか。もう一度確認します。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町のほうでは、令和5年度にその広域道路に係る用地のほうの取得は完了しておりますので、当然、広域道路に関して、開通に向け動きたいということで、その意思表示を川西市さんのほうにさせていただいているところです。

ただ、川西市さんと大和自治会さんのほうでは、ちょっと本町とのこの温度差がまだあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

それでは、この間自治会総会がありまして、光風台の自治会もぜひあそこは開通してほしいという強い要望も示しておられましたので、要望書を出したほうがいいのかどうかということもありましたけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

それによって、豊能町のすぐ、救急車の

対応とか、環境が変わるという問題も、川西側にはあるでしょうけれども、そういう点で、豊能町が医療関係では、病院が大きな病院ありませんので、すぐ対応できるような、早く行けるようなところで、ぜひお願いしたいと思いますので、進めていただきたいと思います。そこはよろしく願いいたします。

一つ抜けましたけれども、質問が三つ目抜けましたので言います。

ボランティアの草刈り、枝切り等の収集についてなんですけれども、自治会のクリーン作戦以外に、ボランティアの方が公園や道路、歩道などの草刈り、道路から見えないところの歩道の草刈りとか、そういう枝切りとかされている方もおられます。このごみについて、環境課と連携して、ごみ収集を求めることにお願いしたいと思うんですけれども、特に人通りの少ないところでの、子どもたちが遊ぶ公園内の草や木、この辺のいつもと違うクリーン作戦の場合、この点で、収集車が通るときに、ここに置いてもらったら収集しますよというような連携ができないのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

まず、現在の対応状況について、御説明いたします。

町内部、環境課のほうで、平成23年度にボランティア清掃活動実施要領というものを策定して、内規のほうも含めて策定しておりますので、ボランティア清掃については、この寄って回収したごみについては、この要領に基づきまして、環境課のほうで処分しているというところなんです。

具体的に言いますと、自治会、老人会等の

地域住民より構成された団体又は個人が自主的に行う清掃活動につきましては、事前に環境課に対しまして、活動する場所とか、ごみの集積場所に関して、事前申込みをお願いしているというところなんです。

なお、ボランティア清掃の対象となる場所は、公共性のある場所に限られておるんですが、道路とか公園の美化活動によって発生した清掃ごみについては、今現在は、建設課のほうへ報告依頼してもらっているというところなんです。

しかしながら、公園・道路、その他公共施設の場所など、複数にまたがる場合もあるかと考えておりますので、この場合は、環境課のほうに一報いただけましたら、所管課と協議の上、対処させていただけたらと考えております。

最後に、公共性のない道等の場所において発生した清掃業務については、できましたら一般家庭ごみとして出していただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

それは了解いたしました。ボランティアで、それこそ道すがら、これ大変な草が生えて通りにくいというようなことで、服に触れたりするような状況になっているところもありましたので、そういうところをついでに草刈っておこうとかいうような、そういう方もいらっしゃいますので、そういうところでの一つ柔軟なお考えをお願いしたいと思います。

以上です。

次に行きます。

次は、スマートシティの問題なんですけれども、この件は、ずっと何回も取り上げてきた問題ですけれども、町にとって初め

ての住民監査請求がなされたわけなんですけど、住民監査請求、これを受けて、どのように進めていくかというのが今課題になっております。監査委員さんからも正当な判断が明確に示されている中で、町としてどのように誠実に解決されようとしているのか、この点が今問われているところです。

情報の透明性が低いと言わざるを得ない状況がありますが、問題解決に向けてのお考え、お聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

令和6年3月26日付で勧告のありました住民監査請求に基づく監査結果につきましては、令和6年6月25日付で監査委員に対して監査結果に基づく必要な措置についてという文書通知してございます。

その中で、その措置につきましては、令和6年6月24日付で、監査結果に基づく必要な措置を講じてございます。

二つ措置を講じているものですが、一つ目は株式会社OZ1対して、寄附の申出額の1億4,518万1,000円のうち、既に入金されている1,000万円を除く1億3,518万1,000円の入金を求める内容を文書で通知してございます。

二つ目に、塩川氏に対して事業の財源としていた寄附金が全額入金されないことに関して、当時の責任者として、その責任を果たすよう求める内容を文書で通知してございます。

以上の措置を講じているところですが、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

塩川さんから、何もその後、このことが騒がれてるということについての、何も連絡とか問合せはないんですか。その点お聞きします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在のところ、塩川氏から何かこちらのほうに連絡等々あったようなことに関しては承知してございません。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

このところは、それこそ自覚していただくようなことを、やはり早急に知っていただくということが大事だと思いますので、その点、豊能町としてどうあるべきかというところで、ひとつ対応していただきたいというふうに思うんですね。

それと、住民監査請求のほうで、情報開示いうことでやっておりますが、それを確認したいんですが、事業に関して、国、大阪府、町との協議や相談やメールなどのメモや文書、一般的に記帳、記録、残しておくものと思うんですけども、その点は、豊能町の対応はどういうふうになっているのか、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

国、府との協議に限ったわけではございませんが、種々業務で協議することはございます。

協議内容は重要なものから軽易なものまでであると思われませんが、協議内容により文書として残しておくものと、軽易なものや協議の報告の内容が簡単で、記録に残すほどの内容がないというような場合は、口頭で報告する場合もあると、このように認識してございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

その内容が重いか軽いのか、その判断は誰がするんですか。報告の本人がするんですか。それとも受け取り側はどうなっているんだということでの話で、進展すると思うんですけど、その点の判断は、どのようにされているのか、お聞きします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

まずは、例えば、協議、打合せに参加した者がどう判断するか。それは、上司等々に報告はいたしますので、その際に、例えば文書の報告、あるいは口頭での報告の場合に、場合によっては口頭ではなくて、整理をなさいますとか、そういう場合はあると思います。ですが、そうじゃない場合もございまして、内容が著しくないというような状況、進展しないような協議というような場合もございまして、そういう場合は、口頭報告も、場合によってはあるということで、上司に報告する中で、その判断をしていくというような形になるかと思いません。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

今おっしゃったような内容については、

情報公開の中身には全然入らないということになるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

公文書として、例えば報告を書類として残すというような場合は、当然、情報公開の対象、基本的には文書公開という形を取っておりますので、そういう形になると、そのように思っております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

これから、まだ続く問題ですけれども、次に出てきた課題として、また対応をきちりと、この問題解決のためにしていただきたいと思います。やはり、町として、こういうことがぐずぐず続いているのは、ちょっともう問題がやっぱりありますので、そのところはやはりけじめをつけるとことでの対策をしっかりと取っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、それと、もう1点ありました。

この情報公開そのものは、法にのっとり情報公開を求めていることなので、誠実に対応を求めておきたいと思っております。今言いましたとおりでございます。

次に行きます。

介護保険給付基金、準備給付基金です。この有効活用について、お伺いいたします。

団塊の世代が75歳になっております。本町は、大阪府下で上位の高齢化で、お元気な方が多いため、介護給付基金が10億円に積み立てられております。この基金を有効に使うことを訴えて、これまで来ました。

例えば、電車やバス、乗車券の割引券、

また介護保険料引下げに、高齢者に優しい有効活用を求めていくわけですが、その点はどうお考えになっておりますか。

給付基金は、一時貸付という過去の条例がありましたけれども、そのことでの活用の内容というのもう決められているのかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

介護給付費準備基金につきましては、介護保険の給付に要する費用に不足が生じた場合、これを財源として取り崩して、介護保険特別会計歳入に繰り入れ、剰余金が生じた場合は、その生じた年度の翌々年度までに積立てをし、事業計画期間中の財政運営を確保するほか、次期計画期間における保険料の軽減化に充てるものとなってございまして、介護保険事業における保険給付の増加による財政需要に対応し、介護保険財政の年度間の均衡を保つことを目的として設置してございます。

現在、本町の基金残高につきましては、先ほどございました本年4月末で10億2,020万3,173円となってございまして、現在の第9期計画、これは令和6年から令和8年でございますが、これに保険料を第8期計画値に据え置くため、令和8年度までにこの基金から7,000万円程度の取崩しが予想されております。

また、本町におきましても、最も介護ニーズが高まってまいります75歳以上の後期高齢者につきましては、5年後の令和12年度までには増加傾向が続きまして、人口の3分の1に当たる約6,000人近くでピークを迎える予測をしております。

このように、高齢者人口や保険給付のさ

らなる増加が見込まれることから、今後の基金活用につきましても、次期10期計画における推計値を基に、保険給付の増加が急激な保険料の上昇とならないよう、調整する財源として引き続き活用してまいります。

あともう1問質問ございました、基金からの貸付の話なんですけれども、現在のところまだ協議に入っておりません。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

この基金の有効活用ということで、ずっと訴えておりますけれども、確かに高齢化が進むに当たって、必要な給付金ではございますけれども、やはり次も、お元気な方がずっと続けば、基金はたまる一方ですので、これがまた11億円になるかもしれませんし、その点見据えるということは大事だと思うんですけれども、しかし、高齢者がそれぞれ介護保険ずっと払い続けているけど、何の恩恵も受けないという、使わなければ何の恩恵もない、そういうようなことがまた言われております。

その中で、箕面では、ゆずるくんバスですか、それに割引券にして使っておられます。前もお伝えしましたけど、それはちょっと調べておきますというようなことでしたけれども、そういうことでの活用、一部活用ということで、条例が通りましたら活用するということが、方向性決まりましたら、そういうことにもぜひ活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そういうことを、まず考えておられるかどうかだけでもお聞かせいただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

考えておるかおらないかということだったと思うんですが、まず、一義的には、先ほど申し上げましたとおり、今後の町の介護保険の財政の運営を考えましたときに、後期高齢者が人口の3分の1ぐらいの人数で推移していくということになってございます。

あと、それを支えるほうの1号保険者につきましても、減少していくということになりますので、給付費が伸びていく、保険料はそれと同様に、保険料も収納できればいいんですけども、そうじゃない逆転現象が起こってまいります。

つまり、まずこの基金のほうからそういう保険料の上昇にならないように、まず一義的にやっていくということを考えてございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

有効活用にできるような方向を、ぜひつくっていただきたいと思えます。

次に行きます。

加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助を要望するわけですが、今、補聴器助成実施自治体数は384自治体となっています。

難聴が認知症最大の危機因子と指摘されており、国際アルツハイマー型認知症ということで、2024年7月に言われているところなんです。

補聴器の助成を求めますが、お考えはありますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

加齢性難聴とは、加齢に伴って、耳が聞こえにくくなるタイプの難聴でございまして、年を取って耳が遠くなる。いわゆる老人性難聴として一般的によく知られているものでございます。

高い周波数の声が聞こえにくくなる症状が緩やかに進行し、特に言葉の聞き取りが困難になるため、コミュニケーションが難しくなって、孤立感や不安感を増し、抑うつの原因になったりと、認知機能が低下したりすることも知られております。

この加齢性難聴を根本的に治すことは難しいことから、難聴により生じるコミュニケーションの障害をはじめ、先ほどございました社会的な孤立や認知機能の低下を予防するために、先ほど御指摘いただきました補聴器を利用して、実際の音声コミュニケーションをサポートしていくことが有効となっております。

現在、本町におきましては、症状の重い重度難聴や高度の難聴の方につきましては、身体障害者手帳を所持していただくことで、国が示す基準に基づいた補装具として、補聴器の支給を受けることができますが、先ほど申し上げました、比較的症状の軽い中等度難聴や軽度の難聴の方につきましては、この支給を受けることができず、御案内のございました全国で約2割程度の自治体が独自制度として、補聴器購入助成を行っておられるようです。

御指摘のとおり、府下の一部の自治体におきまして、補聴器の購入費助成が行えることは承知してございますが、本町の高齢化率の状況や今後の財政状況も踏まえて考えますと、なかなか制度の実施については、現在のところ難しいと考えてございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

今、補聴器すごく高いと言われておりまして、限度があると思うんですけども、限度額を定めてできるような状況を、ぜひ今後は作り出していきたいと思いません。

次に行きます。

学校給食無償化を恒久的にということで、お願いを要求するわけですけども、前年度に引き続き、学校給食無償化が喜ばれています。お米の高騰で給食には影響がないかどうか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和6年夏から続いたお米の価格の高騰はとどまることを知らず、農林水産省のデータによりますと、米の販売価格は、令和6年5月から7年5月にかけて、およそ2倍に急激に上昇しています。

米の値段の上昇が家計圧迫の大きな問題となっているのは報道にもなっていますが、給食の食材費にも影響があることは確かです。

物価高騰により、給食の提供品を減らす市町村もありますが、本町におきましては、学校給食摂取基準エネルギー比率を基に、メニューを工夫して、月平均90%の充食率を目指すように努めています。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

そこは、もっとよろしく願います。

○議長（永並 啓君）

あと10秒です。

○11番（高尾靖子君）

時間がないようですので、別に確認いたします。

これで、高尾靖子の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、高尾靖子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田忠史議員を指名いたします。

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

議長より御指名いただきましたので、1番・池田忠史、一般質問を始めさせていただきます。

まずは教育についてです。

前回の3月議会でも質問をさせていただきましたが、高校生の交通費の補助事業です。利用状況を確認したいと思います。

3月が終わった時点での最終は何%の利用だったでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和6年度から新たな取組として開始いたしました高等学校等通学費補助の実績ですが、延べ220人、439万5,946円の補助を行っています。

東地区、西地区の内訳としては、東地区が延べ52人、138万1,426円、西地区が延べ168人、301万4,520円となっています。

令和7年3月末現在の住民基本台帳の情報によりますと、16歳から18歳の合計人数、3月末現在になりますので、この16歳から

18歳の人数が大体高校生と一致するかと思うんですが、328人、そのうち先ほど申し上げました220人が申請しましたので、およそ67%、7割弱の方が申請したという結果になっております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

すいません、ちょっと確認なんですけど、前回の答弁の中で、全体数429名中144名、33.57%という答弁があったんですが、今回今聞くとところによると328人となっておりますけども、100人ほどの誤差は、一体、まず何なのか、ちょっと伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

前回の答弁におきまして、429人というふうに申し上げたと思うんですが、高校生の人数を算定するのに、この地区別の年齢別人口、住民基本台帳の人口を参考にしておりますが、このときには年度の途中ということで、15歳から18歳まで、高校生の方は、9月末現在で、高1でしたら、例えば15歳から16歳の方がいらっしゃいますので、ちょっと分母は多めになるんですけれども、15歳から18歳までの合計人数を申し上げました。

今回3月末の実績を出す際には、令和7年3月末現在の住民基本台帳情報になりますので、3月末現在ということになって、例えば、高校1年生は全員が16歳になっているというふうに仮定をいたしまして、16、17、18歳の合計を分母として計算をし直したものでございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

ということは、前回の母数は、正確には328人であったであろうということですよ、まずね。

最終約67%ということで、実際、その公共の交通機関を必ずしも使っていない方もおられると思いますし、知っている人でも自転車で通っているという人もいてはりますんでね。というので、100%にはならないとは思いますが、この現状67%は、多いと見ているのか、少ないと見ているのか、その判断は、どうですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

7割弱、この67%という数字が多いか少ないかというのは大変難しいところがございます。

先ほど、議員がおっしゃったように、自転車で通われている方もいらっしゃいますし、例えば、その方が利用されているかどうかは別として、他府県、遠くの高校に行ってらっしゃる方もいらっしゃいますし、あと通信制の高校に行ってらっしゃる方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

その方がバスの通学をしているかどうかは別の話として、そういった方々もいらっしゃる。しかし、この7割程度というのがいかどうかというと、我々としては、やはり高校に通学して、実際にバスを利用している対象者が、やはり全員申請ができるような形で考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

やはり、できるだけ多くの方に利用してもらいたいということが、やっぱりこうい

う事業をする場合にはあると思うんですけれども、まず、今回最初だったので、周知がなかなかできていなかったというところと、あとは、やはり申請が9月と3月の2か月のみだったというところが大きいのかなと私は思っているんですけれども、何で9月が最初でというのは、最初の事業の始まりがあったので、9月かなというところをと思っていたんですが、よくよくお伺いすると、利用実績を基にして申請してもらうために、最初は9月からの始まりだったというようなお話も聞きました。

今ちょっと調べた、今というか調べたんですけれども、例えば4月から定期を購入して、実際に学校通った場合、年間のフリーパスはちょっと置いといたとして、簡易的に1学期分、4月から7月の通学定期が、阪急バスの場合、フリーパス、この辺はフリーパスになるんですけど、フリーパスの場合6万4,260円。例えば、能勢電の場合だと、3か月で2万6,430円、6か月5万円です。電車だけの場合だと2万円、バスだけ、バス若しくはバスと電車の場合は3万円上限ですんで、大体、そうですね、半年4月から9月ぐらいの間で使ってもらえば、上限に届くかなという感じもあるので、9月の申請は、最初が9月スタートは仕方がないかなというのは思います。

ただ、9月以降、3月までの間に、そういう申請ができるタイミングがなく、次は3月しかなければ、やはり年2回、1か月1か月だけだと、この申請がなかなかできないということもあると思うんですけれども、これ、例えばですけど、9月以降は、随時で申請してもらおうということも可能だと思うんですけれども、それはできないんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

9月以降に随時受付できないのかというところになります。

受付期間を、今はひと月間というふうに限定をしているというところがあります。それは、この申請の中には、やはり、例えば口座情報であるとか、個人情報とか、そういった重要な情報が記載されております。そのような重要な書類ですので、それがきちとこちらのほうに届いて、それを管理して、支給をしていくという手続が必要になります。

随時受付となりますと、やはり当然我々のほうが、それをきちと管理して保管して、支給をしなければならないというところになるんですけれども、例えば、保護者の方々も、受付期間がやっぱり長いと、書類を送ったのかなとか、送ってないのかなとか、そういったところ辺も難しい判断になってきて、混乱を招くおそれもありますので、今現在は、申請期間を2回としていたしまして、9月と3月というふうにしておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

では、受付が例えば2回としても、これ受付できるのは本庁だけなんですよ。

西地区にもたくさん、今回も答弁でいただいた中でも168人が申請されているわけです。

実際、3分の2として、あと残り3分の1いるとすれば、まだあと80人ぐらいいる可能性があるわけですよ。きっちりその数じゃないとしても。

であれば、やはり西地区でも受付ができるようにすれば、もう少し申請率は上がるのかなということも思うんですけれども、

西地区には、こども未来部の所管というか、管轄の中にある生涯学習課がありますよね。だから、例えば、西の支所じゃなくても、生涯学習課なり何なりで、受付をしたらどうかと思うんですけど、その点はどうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

申請などの受付におきまして、今現在は、住民の利便性などを考慮し、本庁だけではなく、吉川支所で受付している書類もあるところでございます。

しかし、申請の多くは、吉川支所の窓口で審査するものが多いところから、支所で審査しないものにつきましては、直接担当課への提出をお願いしております。今現在、この通学費補助の書類についても、直接の提出をお願いしております。

同じ部、私どもこども未来部の中には、生涯学習課というのがございます。生涯学習課のほうは西公民館にありますので、生涯学習課で受付をすると、住民の方の利便性も向上するのかな。同じ所属だからということのできる場所もあるんですけども、今度生涯学習課で受け取りをすると、生涯学習課から今度、吉川支所と本庁の定期便というのは、支所と本庁の間で、現在、定期便として書類のやり取りをしていますので、生涯学習課のほうから、吉川支所のほうに書類をお渡しして、そこで、通送便に載せるという作業が必要になります。

したがって、先ほど申し上げました重要書類のほうのそういう取扱いにつきましては、生涯学習課で受け付けるよりは、やはり現実的には吉川支所の方が現実的ではないかというふうに考えております。

先ほど議員から住民の利便性等々のお話

もありましたので、一度吉川支所での受付についても、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

例えばですけど、夫婦共働きされている方で、平日休みがない方とかでしたら、提出できるタイミングがかなりタイトというか、ない場合もありますよね。それに9月と3月の2回、2か月しかないとかになると、実際出したかったけど出せなかったという可能性も出てくるわけですよ。

であるならば、やはりその随時ができないのであれば、最低でも両方、西と東それぞれで受付できれば、何かのタイミングで、ちょっと寄れるというのは、やはり近い遠いがあると思いますので、その辺は、今後ずっとしていくのか、ちょっと分からないですけど、その辺受付のほうを考えていただきたいと思っておりますけどどうですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

先ほども申し上げましたとおり、今後、吉川支所での受付について、検討してまいりたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

よろしく申し上げます。

次ですけれども、毎回とまではいかないにしても、クラブ活動の話をちょっと何度か質問させていただいていまして、1年前の6月と去年の12月、東能勢中学校の部活について質問をしました。

テニス部がなくなって、女子は陸上と卓球、男子は陸上と卓球とバスケしかできな

いって話をしたんですけども、今度、陸上部に1年生が入らずに3年生しかないの、陸上部もなくなるかもしれないという話を聞きました。入るクラブがないんです。女の子は卓球部だけです。男子も、言うたら卓球とバスケしかないですね。もうこれ選ぶクラブすらないんですよ。

やりたいこともできないというふうになってくると思うんですけども、もうこれクラブ活動としての意味をなしていないような、クラブ活動自体が、一時期のそういう教育の一環としての部分から課外活動になっているので、学校が全て管理しないと駄目というものではないのは分かりますけれども、これ一体どうしていくつもりでいるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学校部活動につきましては、生涯にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的といたしまして、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを国が策定し、今年4月には地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめの素案が公表されました。

この中では、少子化による児童生徒の減少とともに、専門性や意思にかかわらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を維持するのが困難であるということから、学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で連携して行う取組として位置づけ、まずは、休日の活動の地域展開を目指すこと、平日の活動についても改革を推進することとしています。

本町としても、大きな方向としては、この方針にのっとり、地域での展開を基本に考える必要があると考えています。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

文部科学省のほうからですかね、基本的には、もうクラブに関しては外部委託を、教師の働き方改革とか負担軽減とかというところから、外部委託を進めましょうという話はもう前から出てまして、いろんなところでそういった形の動きは出てきてまして、例えば、神戸市だと、令和8年8月以降、学校でのクラブ活動は廃止になりますと。もうこれニュースでも出てましたけど。例えば、近隣で言いますと、池田市も令和10年からそういう予定で動いています。箕面市も令和9年から。ほかにも、川西、伊丹、猪名川、三田、この辺全部兵庫になりますけど、この辺も大体令和8年いっぱいぐらいで、そのクラブ活動をやめて、外部委託にするというような話で今動いていると。

ただ、これ、大きな都市は、外部委託にしても、いろんなところでいろんなことができるんですよ。クラブ活動が、川西市のホームページをちょっと見せてもらったら、この学区の中にはこういうクラブ活動できないけどこっちではできますよみたいな案内まで載せてありましたけども。今、豊能町で、では外部委託して何かすると、クラブ活動、一体どれだけあって、何ができるのか御存じですか。まず、それをお伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

民間ということになりますと、現在団体

として活動されておられる方がいらっしや
いまして、今現在、例えば、止々呂美のほ
うでバスケットをやる検討をしていたりで
あるとか、サッカーをやっていたりとい
うふうにしているというところはお聞きし
ております。

種目が今現在限られているというところ
については、認識していると思っております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

なかなかそれも、箕面市になりますんで、
止々呂美になると。豊能町でいうと、野球、
サッカー、団体でできるのそれぐらいです
よね。バスケとか、ほかもいろいろ、その
止々呂美とかではやられているんですけど、
あとはもうどうしてもしたいとなったら、
池田、川西、出ていくんかという話になっ
てくるんで。地域移行を進めるのか、どう
するのかは、どのタイミングか分かんない
すけど、最終的にはそうなるんでしょけ
ど、それまでの間でも、今はクラブがない
というところを考えると、どうするのかとい
うのを早急に、もう来年には小中一貫校に
なるわけですよ、両方ともね。

片方はクラブいろいろできるけど、片方
は何もできひんというのは、それはちょっ
と違うんじゃないかと思うので、その辺を
早急に検討していただきたいと思いたす
がいかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在、東能勢小中学校の7年生から9年
生、いわゆる中学校1年生から3年生は、
終礼が終わる3時45分から下校時間まで、
3月から9月までは夕方の5時半、10月か

ら2月までは5時までの時間を部活動に充
てていますが、長くても1時間45分とい
う限られた中で、その開始時とか下校時の準
備とか移動手段等々を考えると、例えば、
ほかの中学校との合同とか、そういったこ
と、これを平日で展開することについては
大変難しいと考えております。

今現在、クラブ、部活動が少ないとい
うところはありますが、平日の部活動につ
いては、可能な限り現状の部活動を維持し、
少なくとも少人数でも活動が可能な種目
を複数存続させることを話し合っていきたい
というふうに考えております。

それで、先ほど申し上げました地域への
移行、これをどのように進めるかというこ
とを早急に検討しなければいけないとい
うふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

すいません、さすがにいつまでか言っ
てください。そうしないと、もう子どもた
ちの1年って返ってこないんですよ。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

すいません、ちょっと今現在、いつまで
にというふうに、ちょっとこの中で答弁す
ることはできませんが、できるだけ早急に、
そういうことについて考えていきたいと思
います。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

これ何回もやっていますけど、結局同じよ
うな感じなので、もうこれ以上やってもち
よっと時間がもったいないので、次の質問
に入らせていただきます。

これもまた大分前の話になるんですけど、
令和5年6月の一般質問で、中学2年生の
宿泊行事について質問しました。

当時の森田教育長から、義務教育学校が
開校する際には、学校側としても改善して

いこうと考えているというような回答をいただきましたけれども、来年度より義務教育学校が開校します。

この宿泊行事については、どのような感じになっているのか、お伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

義務教育学校の宿泊行事につきましては、義務教育9年間の学びの連続性、発展性を鑑みて、豊能町の子どもたちにとって、どの学年で、何を目標に、どんな内容の泊を伴う活動を実施することがよいか、東西合同で学校運営部会を開催し、教育委員会事務局も入って検討しています。

豊能町のよさを改めて見直すきっかけとなり、宿泊学習の目的である平素と異なる生活環境の中にあって、見聞を広め、集団生活の決まりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることを達成するのにふさわしいプランを考えています。

教育課程の編成は、学校長の権限ではございますが、今後も学校と教育委員会の中で協議をしていきたいというふうに考えています。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

西と東、それぞれ学校の目標も多少違いますし、いろんなところが、多少ね、人数が多い少ないとか、いろんな形で特色も違ってくるでしょうから、多少の違いはあって当たり前だとは思いますが、あまりに違いが出てくると、やはり不公平感といったら変ですけど、というのが出てくるとは思いますので、ある程度似通ったような形にしていだけるのが理想だと思いますので、できればそういうふうに進めていた

だきたいと思います。これ前言ったかもしれないですけど、うちの子どもが幼稚園の年長のときに、お泊まり保育が急になくなったんです。急にというか、なくなったんです。ふたば園です。説明会ありまして、教員がやはり子どもを一晩見るのはちょっと負担が大きくて大変なのだという話がありました。

であればですよ、全部が中止になればいいんですけど、西地区では、普通にそのままお泊まり保育はその年もその次の年もずっとさかれていました。これやっぱり、親としては、子どものお泊まり保育ってすごい体験やと思うんで、してほしかったんですけど、そういったこともありますし。逆に今小中一貫の前段階として、小学校の5・6年生が東能勢中学校に通っています。これ、西地区は全部ばらばらですよ。やっぱり西地区の方から見たら、何で東地区だけそんな先やってんねんと思う、やっぱりそれも不公平感やと思うんです。

だから、できるだけやはりそういうことがないような教育を進めていただきたいと思いますので、これはもうお願いとしておきますけれども、よろしく願います。

続きまして、農業についてに移らせていただきます。

昨年度中に、地域計画を策定する必要があり、地域計画が策定されました。

ホームページ上には、計画内容や地図、今後どうしたいかというような色塗りされた地図も掲載されていますけれども、そこに、今後必要に応じて変更していくとありますが、その今後必要に応じての計画というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の地域計画については、毎年一度は各地区で協議の場を持つということが基本としております。

このため、本年度におきましては、計画を策定している市街化区域を除く9地区におきまして、本年の10月から12月末までにかけて、協議の場を持つということで、今現在進めておるところです。

なお、この各地区の協議を行うまでの間、若干時間があります。それぞれの地区におきましては、将来の農業の在り方など、例えば、各種の補助事業の取組や担い手確保についてや、農地の集積・集約とか、あと企業参入受入れ、そういったことを話し合っていたいただくことが、より協議の内容を充実させることにつながると考えましたので、本年4月に開催しました行政連絡協議員会議の場で、対象自治会に対しましてはその旨お伝えさせていただいたところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

地域によって違うとは思いますが、年1回の協議ではなかなか難しいように思うんですが、もう少し回数を増やして、皆さんがそれぞれ意見を交換できる場を、個人が持っているものなので自治会の中でしてもらうのが理想なんですけど、やはりそれは町も一端を担っていただいて、入っていただいた上で協議するほうがいいのかなというところもありますので、できればもう少し回数を増やしていただけたらなというところがあるんですけど、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えします。

この地域計画の計画変更については、先ほど申したとおり、秋から年末にかけて開催しますこの地域計画の協議の場において、この現計画の内容とか、あと農地担い手の変更等がありましたら、それに沿って、年度末までかけまして、変更の進めるといって、そういった手順となっております。

その議員の御質問の年1回では難しいのかなというお話ですが、各自治会の中での意見の集約の際、1回で済むところもあれば、複数回、もしかしたら要るところもあるかと考えますので、その辺りは臨機応変に対応していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

地域計画は、農業の負担軽減を図るための一つではあるんですけども、農地の集約化によって負担を軽減するというのが大きな視点だと思うんです。

ただ、農地を集約したとしても、例えば、斜面のきつい棚田であったりとか、あと何て言うんですか、面積が小さい農地を幾ら集約化してもほ場整備の対象にはならないですよ。

となると、やはり負担として、人としての負担は変わらないような感じのものになるんですけども、その農地の集約だけではやはり難しい高齢化や担い手不足に対するものについて、町としては、何かほかに何か考えるものがあるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

農業の担い手不足につきましては、以前から課題として挙がっておりましたので、本町では、議員も御承知のとおり、平成29年度からとよの就農支援塾を開講し、その担い手育成に取り組んでおるところです。

まず、このとよの就農支援塾についての取組状況は、令和7年3月末現在で、令和5年度卒塾者64名に対して、うち35名の方、54.7%が就農し、約5ヘクタールを超える農地を耕作しておるところです。

今年度の支援塾のほうですが、これまでの内容に加えまして、就農に至っている方についても、その営農を定着させるために、地元の農家を交えて、営農とか経営状況について勉強会などを実施していく予定ですし、卒塾後、未就農者の方に対しましても、より実践を積んで、就農につなげるための講座、例えば有機栽培実践講座、そういったものを今年度から始めたというところ です。

農地の集約化については、企業参入の促進かなということで、今年度から取組を本町のほうでも始めておりまして、例えば、高山地区では、4年ほど前から相談を受けておりました食品製造業を営む事業者がおりまして、そこに対しまして、本年度より約2ヘクタールの農地を借入れすることになっておりまして、将来的には4ヘクタール程度まで拡大する方向で進めております。

また、牧地区のほうでは、イチゴ農園、観光農園のほうの参入の話も出ておりまして、こちらのほうも本年度より稼働する予定で、今進めております。

今後は、企業参入の話があれば、地域計画、この協議の場のところにおきまして、適所があればと思われる場所があれば、地域のほうに投げかけをしていければということで考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

先ほども申し上げたとおり、ほ場整備ができないところと、できるところで、かなり違ってくると思うんですよ。二極化してくる可能性もあると思うんです。

片方は、そうやってほ場整備して、そういうイチゴ農園ができたり、例えば、みどり公社であったりというところが、借りてくれるにしても、そんな狭い棚田なんか借りれませんという話ですよ。

だから、そういったところと、できないところの部分で、もう少し何かできる方法と言ったら変ですけど、考えていかないと、取り残された感が出てくるんじゃないかというふうに思いますんで、その辺はもう少し検討をしていただけたらなというふうには思います。それは、集約化だけでは難しいという意味です。

今、人手不足で一番思いつくのは何かと言うたら、スマート農業、よく言われてますが、例えば、スマート農業にしても、結局は小規模でやっている農家さんとか、兼業でやってる農家さんなんかは、とてもじゃないけどそんな投資なんかできないですよ。すごい金額がかかりますから。

ということは、先ほどから何度も言いますが、ある程度集約できたところとできてないところで、負担は全然変わってくるので、集約できないところの部分について、例えばですけど、以前ちょっと言ったか言っていないか調べたんですけど、ちよろっただけしゃべってるみたいなんですけど、例えば、活動組織をつくるとか、簡単なそういう何て言うんですか、法人化みたいなものとかで、やっぱり個々の農家では、やっていくのは厳しいので、何件か集まって一

つとしてやっていくとかというところも、町のほうからある程度提案していったらあげないと駄目なのかなというふうに思うんですけども、そういったことは、町からの発信はしないんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

昨年度、一昨年度、地域計画をつくる場の中で、農地を集約して企業参入もありなんですが、議員がお話しされた、そういう個々の農家さんではちょっとしんどいところを何件か集まって、ちょっとみんなでやっ払いこう、そういったものもアンケート調査をさせていただいた中で、できるかなということで、そういう話をしたのが、去年とか一昨年であったと思います。

それを受けて、去年度末に地域計画第一弾という形でさせていただいたところです。

皆さんからの意見をいただいて、地域計画というのはその場限りではなくて、毎年更新していくものと考えておりますので、そういった議員の御意見も受けまして、考えていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

これは、ちょっと農業とは、例えが違いますが話になりますけど、私以前働いていた会社で、居宅介護支援事業所の開設事業関わらせて、書類全般全部、役所とのやり取り全部したこともあるんですよ。

ですので、例えば、町の中で、その活動組織とはどういうものか。簡単なそういう何て言うんですか、定款というか約款、約款じゃないですね、そういうものとか、法人化するにはこういう書類があったらいい

ですよと、まあ言うたら、簡単な見本みたいなものをつくってあげて、あとはここをこう変えたらいいですよみたいなところまではやり過ぎかもしれないですけど、そういったものもつくって、提案することもありだと思っておりますけど、そういうこととしてはどうかと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、本町のほうで、法人をつくるとか、そういったものを実際やってはおりませんので、まずこちらのほうが勉強をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

牧の合同会社が、その参考例になるのかなと思ったりしておりますので、そういったものを踏まえまして、検討していけたらと思います。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

それで、次に行きますけれども、これも令和5年6月にブランディングについて質問しました。

その際に、大阪では大きくなにわの伝統野菜、大阪エコ農産物、大阪産（もん）といったものがありますと。

豊能町においても、平成30年に差別化を図る目的で、とよの美味（もん）を商標登録して、千里阪急などへ出荷していますというような答弁いただいております。

ただこれ、あくまでも全農作物について、シール貼ったりとかという形のものなんですけれども、そうではなくて、例えば、今ある方が、ヤーコンはアンデス地方とこ

の地方が同じような気候やから特産にしないかというので、一時期皆さんで作りましたよと言ってやりましたよね。

そんな感じで、何か単独、一つのものについて、そういったブランディングをしてはどうかと思うんです。

この話、前にも同じ話をしてるんですけど、G I マークといいまして、地理的表示保護制度というのがあって、これあんまり細かい話をすると時間がなくなるので、京都で言うと、万願寺ししとう、加茂なす、大阪は、水なすと海老芋、和歌山だと布引大根。これ、それぞれ万願寺ししとう、京都全体じゃなくて、綾部、福知山辺りですよ。加茂なすは北区と左京区、大阪の水なすは、ちょっと泉南で範囲が広いですけど、海老芋は富田林、布引大根は和歌山市の一部というところで、特産品としてつくられております。これ、実際、商標というか、保護される形のもので作られているわけですよ。

それ以外にも、例えばですけど、淡路と言ったら、皆さん思い浮かぶのは玉ねぎですよ。そういった、何か豊能と言えどもみたいな物を作ってはどうかというふうに思うんですよ。

近くで言うと、亀岡、曾我部で、今玉ねぎを、昔作っていたんですけど、生産農家が減って、1回やめかけた中で、今もう1回やろうということで、皆さんでやっています。それをさらに、それを使ったハンバーグとかいうのも売ってはるんです。

だから、やっぱりそういった単一のもので、何か豊能町でも作ってはどうかと思うんですよ。いきなり皆さん、じゃあ例えば農家の皆さん全員してくださいと言っても、なかなか、いや、うちとはとかいう話もあるんで、例えば、支援塾の卒塾生を対象に、皆さんこれ一旦豊能町のものにしませ

んかみたいなんで、協力して、1個これは作りましょうみたいなん作って見たらどうかと思うんですけど、そういった発想というか、そういったものはしないんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員のお話あったとおり、泉州の水なすとか、淡路の玉ねぎ、そういったものが特定の農産物、ブランディングと呼ばれているものかなと考えております。

それから、一つの地域で多品目になると、なかなかまとまっていけないというか、ネームバリューは上がっていかないのかなというふうに考えておりました。本町のほうでは、平成18年度から地域での振興作物として、観光協会を中心となって、ヤーコンの栽培を始めております。

その後、平成28年から、淀川生協の企画販売として取り扱っていただいております。出荷量が初年度の平成28年度は1,023キロであったものが、一時期減ることもございましたが、この9年間で1.6倍の、令和6年度ですが、1,632キロと増加しております。なお、増量の御要望もいただいているという状況です。

この御要望にお応えすべく、今年度におきましても、引き続き供給量を増やしていくことで努めておりました。これからその数年間はこのヤーコンのほうに注力していけたらなというふうに考えております。

ということで、本町のほうで、ヤーコン以外での農産物のこのブランディングなんですが、こちらについては、地域でまとまって取り組んでいけないといけない件とか、あと検討の中で実証実験とか費用面等考えていきますと、相当の年数を要するのかな

というふうに考えておりますので、現在のところは、ほかの農産物に関してのブランディングは考えておりません。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

やはり、年数がかかるのはもちろんなんですけど、年数をかけてしないとブランディング化していかないので、始めるのは早くしないと、いつまでもそのブランドのものにならないというところはあるんで、その辺はもう少し考えていただけたらなと思います。

最後、あまり時間ないんですけど、交通についてです。

もう既に、最初2人で、もう交通の話出てますんで、3人目もまた交通かという話なんですけど、4月の阪急バスのダイヤ改正で、かなり不便になりました。

聞くところによると、退職による運転手不足で黒字路線でさえ減便しているんで、豊能町もその部分では致し方ないかなというところも考えられるんですけど、来年度以降の退職者が出た場合、さらなる減便や、最悪路線便がなくなる可能性も出てくるということもあり得ると思うんです。

今後、どうしていきますかと聞きたいところなんですけど、もうちょっとあんまり時間がないので、ここでちょっとだけ、たまたまニュースで見たんで、これは町がやることじゃなくて、阪急バスがやることではあるんですけども、こういったことがありますという紹介で終わらせていただきます。

岡山の両備バスですね。テレビCMで、すごい何かインパクトのあるCMを流しまして、これがまず夏と冬の各1か月間、2か月間流して、さらに、そこで興味を持ってもらって、さらに2023年には1年間にそ

のバスの説明会、800回以上。言うたら1日に2〜3回どこかやってるわけですよ。

さらに、乗車体験も行って、募集人員が200人の枠に対して1,000人の応募がありました。これニュースに載っているんで、また見てください。

これね、今言ったのは、あくまでもバス会社がやる話で、豊能町が何をするという話ではないんですけど、こういう例もあるわけです。

だから、やはり、例えば豊能町から、こなんんやってはるん知ってはりますかとか、ちょろっと言ってもらうとかね。お金すごいかかると思うんですよ。どんだけかかったかちょっと確認できてないからあれですけど、テレビCM1本につき50万円から100万円とかかかるとかいろんなありますから。でも、こういうのも、豊能町からじゃなくても、バス会社がしてもらえるような提案をバス会社にしてもいいかなと思いますんで、参考にとということで、よろしくお願ひします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で、池田忠史議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

（午後0時20分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永谷幸弘議員を指名いたします。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

皆様こんにちは。

議長より御指名をいただきましたので、7番・公明党、永谷幸弘の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

理事者におかれましては、町民の暮らしの向上や、安心安全のまちづくりのための積極的な、また具体的な答弁をよろしくお願い申し上げます。

現在、2025大阪・関西万博が開催されております。そして、55年前の1970年に開かれました大阪万博のシンボルで、大阪府吹田市の万博記念公園にございます太陽の塔について、国の重要文化財指定を巡る文化審議会の議論が大詰めを迎えております。

我々公明党といたしまして、これまで国と地方の議員ネットワークを生かしまして、重要文化財の指定を強力に推進してきました。

太陽の塔は、大阪万博の後も代表的なレガシー、遺産として、多くの人に親しまれまして、2020年には国の登録有形文化財に認められました。

その直後から、公明党では、当時の府会議員が中心となりまして、国に対して重要文化財への指定を繰り返し訴えてきました。

今年2月には、我が党の国会議員と大阪府議団のメンバーが、文化庁で重要文化財への早期指定を求める都倉俊一文化庁長官宛ての要望書を提出したところでございます。

国会でも2月の衆議院予算委員会で、我が党の国会議員が石破茂首相に要望したほか、3月の衆議院文科委員会では、阿部俊子文科省に対しまして、審議会での審議に向け、しっかり準備を進めるとの答弁をされております。

文化審議会は、近く文科省に答申する見通しでありまして、重要文化財が実現すれば、大阪の活性化がさらに、さらなる貢献が期待できると考えております。大変喜ばしいことと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、通告書1点目の新総合防災情報総

合システムの運用について、質問いたします。

新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムでございます。また、災害情報を俯瞰的に捉えまして、被害の全体像の把握を支援することを目的としております。

これまで国の機関しか利用できなかった旧システムを大幅に強化しまして、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

そこで、本町としまして、この災害対応へどのような効果があるのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

旧システムである総合防災情報システムは、整備から10年以上経過していることや、利用者も国の関係省庁に限られているといった課題があることから、操作性やデータ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用可能になった新総合防災システムの運用が令和6年度から開始されたところでございます。

災害発生時の自治体の主な役割は、災害対策本部の設置と災害マネジメント、避難所の開設など被災者支援、災害廃棄物の処理、罹災証明書の交付、各種の被災者支援などが主な業務となります。

新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、今年度から新たに地方自治体も閲覧利用できるようになったことから、災害発生時の被災状況等を早期に把握し、災害情報を俯瞰的に捉え、災害の全体像の把握など、情報収集を幅広く行えることに効果があると

考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次に、本町として、この新総合防災情報システム利用を効果的に、利用するためには、対応する部局の構成がございますけど、それをどうなるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

新総合防災情報システムは、国や地方自治体、民間等が共有すべき、特に重要な災害情報がシステム上でデータベース化されます。

具体的には、被害状況、道路関連、医療、物資、水道、電気、ガス、避難所、気象情報など、共有情報が多岐にわたるため、対応部局も様々であると思われま

す。そのため、まずは、災害対策本部において、災害対応基本共有情報を収集し、必要に応じて、その都度関係対応部局に共有していく運用を考えてございます。

本町では、災害が発生した場合、対応部局として、総務対策部でありますとか、生活福祉対策部、あるいは都市建設対策部、教育対策部等々、役割分担をしております。そのようなところと必要に応じ、共有していく運用を考えておるとい

ことでございます。活用事例として、例えば、道路の損壊状況が当該システムで把握できることで、孤立集落の状況把握、あるいは避難方法の選定、あるいは物資確保ルート

の選定など、迅速な判断が可能になると思っております。

また、インフラ復旧などの対応策を検討

するに当たり、当該システムで迅速に被災情報や復旧情報を得られるのではないかと考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

この新総合防災情報システムの利用におきましては、各地域の細かな情報が書き込まれておりますけれども、特に懸念するのが個人情報なんですけれども、この個人情報の扱いについては、どのように整理されるのか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

この新総合防災情報システムで連携される情報につきましては、基本的には個人情報は各自自治体の規定により管理いたします。

例えば、避難所等であれば、避難所開設状況や、どの避難所に何名が避難しているということが、システム上では分かっても、誰が避難しているのかの情報は各自自治体で管理することになります。

また、何地区の何世帯が断水しているといった情報についても、どの世帯が断水しているかまではシステムでは見えないといったような形で運用されると認識してございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

南海トラフ大地震がいつ起こるか分からない状況でございますので、さらなる防災対策の強化をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思

います。次に、通告書2点目の災害発生時にお

る避難所等の通信確保なんですけれども、これについて質問いたします。

御存じのように、能登半島地震では、地中に埋設された光ケーブルなどの回線が、地面の亀裂、陥没や土砂崩れで断線しまして、電線も断線するなどして、多くの基地局が機能を失いまして、救助や復旧作業に甚大な影響が出てました。

道路の寸断や土砂崩れにより孤立した集落などでは、通信が途絶えることによりまして、いつ食料が届くのか、水道、電気、ガスなどの復旧はどうなるのかという生活する上での必要な情報が届かない事態となりまして、また孤立集落の被災状況も規模も不明となりました。

そのとき各通信会社では、能登半島で様々な方法で通信を試みたわけなんですけれども、NTTドコモとKDDIは、1月6日、それぞれの基地局設備をNTTグループ会社の海底ケーブル敷設船に設置しまして、輪島市沖合に派遣して、船上基地局から沿岸部の町野町地区や大沢町地区に電波を届けております。

これは、1月11日までとか、1月13日から17日までの間なんですけれども。一方、空からアプローチしたのがソフトバンクで、無線中継装置を搭載したドローンを飛ばしまして、輪島市門前町の一部エリアで電波を届けております。このドローンは、地上の電力装置とケーブルでつなぎまして、給電しながら長時間、4日以上連続で飛行できるものとなっております。

こうした中において、今回の通信復旧に最も貢献したのは、スターリンクでした。これは、スターリンクは米国のイーロンマスク氏率いるスペースXが提供する通信衛星を用いたインターネットサービスでございます。

このスターリンクを活用したのはKDD

Iで、同社は1月7日、スターリンクの専用アンテナ350台を無償提供しまして、役所、消防隊拠点、避難所など各所に設置しておりました。日常的なデータ通信のほか、オンライン授業、オンライン診療などにも役立てております。断線した光ケーブルの代わりの回線として自社で使ったり、また、自衛隊、自治体、電力会社などに提供したりした分を合わせると約700台が活用されました。

ソフトバンクも珠洲市市役所、これ1月7日、能登町役場1月8日、輪島市役所1月9日などにスターリンクの機材を設置しまして、100台以上を無償で提供しております。

内閣府の令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書におきましては、発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難である。意思疎通の手段に制約が生じた一方、衛星インターネットの活用によりまして、通信環境の改善が図られたとありまして、実施すべき取組として、衛星通信設備、公共安全モバイルシステム等の導入、活用及び速やかに使用できるよう、平時からの訓練等について検討すべきであるとしております。

なお、公共安全モバイルシステムとは、携帯電話技術を活用した公共機関向けの無線システムでございます。平時は、携帯電話として使用でき、災害発生時等には、各機関内及び機関間の連絡、情報共有に活用できるものでございます。

そこで、今回の災害を契機といたしまして、今後の大規模災害発生時における避難所等の通信確保のため指定避難所等への衛星インターネット機器等の新技術の導入が望まれますけれども、技術の進展に応じた新しい通信サービス機器について、その迅

速な立ち上げと継続的な運営を地域が自ら円滑に行えるように、新しい通信技術に関する訓練、例えば機器の設置とか設定維持管理等を修了した方や、無線従事者免許取得者など、地域ごとに無線技術に知見のある者を中心とする体制整備を行いまして、発災後に通信設備の被災状況把握や、通信環境確保等を迅速かつ継続的に行う取組を検討すべきであると考えますけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

これまでの大規模地震の経験から、同規模の地震が都市部に発生した場合、復旧にまでにかかる時間は、電気ですと約1週間、電話ですと約2週間、水道でしたら1か月、ガスは2か月と一般的には言われるようになりました。

能登半島地震におきましても、土砂崩れ等による伝送路の断絶や携帯電話基地局の停電などにより、携帯電話サービスが利用できなくなった地域が発生し、避難所等での通信確保が困難になる状況が2週間程度続いたと認識してございます。

有事の際、行政、消防、自衛隊といった公共機関は、各機関が整備した無線システムを用いていますが、組織を横断した情報共有のしづらさや、維持管理費用や先端技術の導入といった面で課題がございます。

御質問の公共安全モバイルシステムは、携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システムでございます。

平時は、携帯電話として使用でき、災害発生時には機関の内部や、自らの機関、あるいは他機関との間での連絡、情報共有をする際に活用できるものと認識してござい

ます。

このメリットとしては、既存の携帯電話網と市販のスマートフォンが、そのまま利用できる上に、無線機のように現場レベルで直接情報を共有することが可能になり、音声通話だけでなく、画像や動画、テキストメッセージなど多様なメディアを迅速かつ正確に行うことができます。

また一方で、携帯電話ネットワークを利用しているため、同ネットワークは復旧するまでの間は機能しないため、やはり衛星携帯電話、あるいは簡易無線等の通信手段を併用することが必要になると思っております。

国におきましても、2年間のこの実証検証後、始まったばかりのシステムであるため、今後の動向を注視しながら、能登半島地震の特徴や課題を踏まえた新たな災害対応の強化にも取り組んでいくことが必要であると認識してございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

新しいシステムいいですか、そういうことなんですけれども、今回1回目の質問をさせていただいております。なかなかこのことにつきましては、これからのどういう危機対応をやっていくかということについて、大事なことだと思っておりますので、国・府とも連携を密にして、新たな災害対応の強化に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、通告書3点目の視覚障害者のための音声コードの利用促進について、質問いたします。

これ昨年の12月に初めて定例会議で質問させていただきまして、今回で2回目でご

ございます。まだ2回目なんです。これからまた続くかもしれませんが、2回目でございます。

全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指しまして、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が2022年、令和4年5月に施行されておまして、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得や利用、また、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に関わる施策を総合的に推進しまして、共生社会の実現に資するために制定されましたということです。これも昨年の12月に申ししております。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードでございます。この中に文字情報を記録できることでございます。

印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚障害者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

先進事例としましては、視覚障害者の情報取得サポートに関して、例えば、選挙の投票所、入場券に、こういう音声コードを付与して発送している自治体も現在ございます。

せめて、国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必須と私は考えております。

また、封書の場合ですけれども、封書の表書きに音声コードが付いていても、肝心の封書の中の紙媒体に音声コードが付いていない場合は、内容は当然理解できません。

調べてみますと、7市3町で実施済みの

市町は、高槻、吹田、池田、茨木でございます。

本町における視覚障害者の人数につきましては、令和6年3月末ですので、昨年の3月末に違う質問で聞いたことございますけれども、担当部長より41人ということで聞いております。

総務部長からは、音声コードの普及については、他団体の例も参考にさせていただきながら、本町で取り組めるところは取り組めるように進めていくように、庁内でも議論はして、前へ進めていきたいと思っておりますので、まずは、情報共有も含めて、取り組んでいきたいと思っておりますとの答弁をいただきました。

そこで、それから約半年たっておりますけれども、現在の庁内における進捗状況について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

視覚障害者の方が情報を取得するツールの一つであります音声コードは、印刷物に掲載された文字情報を二次元コードに変換をしたもので、専用の読み上げ装置で聞き取れるコードであります。

令和6年12月の定例会議において、音声コードの質問を永谷議員からいただいております。

そのときの主な答弁としては、町では広報紙の情報をカセットテープに録音をし、希望された視覚障害者の皆様へお届けする声の広報事業を行っておるということで答弁いたしました。当時2名の方が御希望されておるという状況でございます。

音声コードであれば、スマートフォンやアプリや専用読み上げ装置を使用すること

で、記録された情報を音声で得ることができず、町内で音声読上げ装置を所有し、音声コードを利用している方がどの程度いらっしゃるのか不透明なこと、また、スマートフォンのアプリで簡単に音声コードを読み取ることができますが、スマートフォンを操作する必要があることが問題であるとのお答えをしております。

音声コードの利用につきましては、庁内で各部署の関係業務に関して、音声コードを扱っている近隣自治体等の状況について意見交換をいたしましたが、近隣自治体では、全庁的に音声コードが普及する状況までには至っていないというような認識をしております。また、他の団体では、他のアプリで文字を読み上げる取組をされている事例もございました。現在においても、本町での利用ニーズがどの程度あるのか不明であるなど、音声コードを全庁的に活用するところまでは至っていない状況でございます。

また、音声コードの読み上げソフトは無償もございまして、音声コードの作成や印刷も自前で行えるようですが、専門知識やスキルの習得など、職員の作業負担もあり、委託すれば費用も要することから、音声コードの全庁的な導入につきましては、利用ニーズや普及状況を見ながら、他の自治体の例も参考にして、引き続き研究していきたいと、このように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

お聞きしました全庁的な導入については、引き続き検討なんですけれども、例えば、部分的に考えた上で、それについては、考える方向につきましては、検討の価値があるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ネット等で検索をしておりますと、例えば一部の計画書、例えば、ある団体は地域福祉計画に一部音声コードを入れているとか、あるいは何かの料金の通知に音声コードを入れているとか、そういうような事例は見受けられましたので、その辺も、庁内の内部の情報交換いたしましたが、そのときにはここあるとかいうような情報はちょっと意見交換できてなかった状況ですが、場合によっては、そういうところも踏まえて、今後、また庁内で意見交換等をして、取り組むものがあれば、そういうきっかけづくりはしていけるのかなと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

なかなか、これの音声コードについては、7市3町でもなかなか進んでないというのは認識しておりますけれども、実質高齢率の高い豊能町でございまして、こういうことにつきましても、少し前向きに進めていってほしいというふうに思います。

部分的な導入についても、個人的な意見ですけれども、当然、全庁的よりも費用は少なく済むと思うんですけれども、その辺はやっぱり前向きに、しっかりと検討するという御返答でございましてけれども、やっぱりもう一步踏み出してやっていただきたいというふうに、私は個人的に思っております。

その辺も含めて、引き続きの御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、通告書4点目の聴覚障害児の補聴器購入費の助成について、質問させていただきます。

厚生労働省の身体障害児・者実態調査、これ平成18年ですけれども、それによりますと、全国の聴覚障害児は1万5,800人とされております。

そこで、まず本町の教育現場における聴覚障害児の状況についてなんですけれども、その点について、まずお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

本町の学校、町立の学校の中で、聴覚障害児は現在のところ1名いらっしゃるというふうにお伺いしております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

聴覚障害児1名ということで確認させていただきました。その方については、その身体障害者手帳を所持されている方という認識でいいのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

すいません、ちょっとその点につきましては、個人情報兼ね合いもあり、ちょっと答弁は差し控えさせていただけたらと思います。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

個人情報ということなんですけれども、具体的には、学校もどこもおっしゃってませんので、別にいいのかなという気がしまし

て質問させていただいたんですけど、出てこないということで分かりました。1人おられるということ。

現在、この方の教育現場の授業についての現状なんですけど、どのようにされてるのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

その方については、補聴器を利用しておるところなんですけれども、その補聴器だけではなかなか周りの、やはり教室の中の声が多数あるということで、ロジャーマイクというそういう補助器具を利用して、授業を受けているというふうにお聞きしております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ロジャーマイクという、初めて私も聞きましたけれども、これ、ロジャーマイクとはどんなものか、もし答弁できるのであれば、お願いできますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

ロジャーマイクとは、教育現場での聞こえづらさを解消する補聴器用の補助器具のことで、ワイヤレスマイクと受信機をセットで使用します。

基本的に教員がワイヤレスマイクでお話をしまして、それを対象児が受信機を通じて聞くのですけれども、騒がしい場所、離れた場所などの環境でも、直接補聴器に音を届けるのではっきり聞こえるであるとか、あと、機種によっては指向性がある、雑音をカットした声だけが届くなど、より優れ

た機能を持つ機種もあり、難聴児童の学校生活において、勉強においての大きなサポート役というふうになっております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ロジャーマイクについてありがとうございました。

これで使っているんですけども、それでも伝わり切れないという場合の、補助的なことについては、どういうことを教育現場でされているのか、分かりませんか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

すいません、そのロジャーマイクでも聞こえない場合の補助的な要件につきましては、ちょっと現状では把握しておりません。今後、また学校にお尋ねしてまいりたいと思います。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

授業におけるロジャーマイク使っておられますけれども、それでもなかなか授業において、いろんなことがあると思うんですけども、課題ですよ。それについて、例えば、それに対してどういうことをされているのか、それについて答弁できますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

すいません。御質問ありがとうございました。

そこまで詳しく教育委員会として、まだ把握できていませんので、今後また学校の

現状とか聞きながら、そのお子さんにとってよりよい教育を受けれるようなことは検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ロジャーマイクを使っている、完全にはできないと思うんですけど、その辺はしっかりと答弁できるように、お願いいたします。

ありがとうございます。

本町においても、話は変わりますが、乳幼児の健康診断におきまして、乳幼児聴覚検査で、軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階で発見できるようになりました。ありがたいことでございます。

一側性難聴、いわゆる片耳難聴の方につきましては、音の方向や距離感が捉えにくく、騒音下では聞こえにくさがあります。

学校生活で聞こえるときと聞こえないときがありまして、周囲から理解されにくいことがあるということです。

この状態は、500人から1,000人に1人という比較的高い頻度でおられるということございまして、もう一方の耳は正常に聞こえるため、症状が目立ちにくく、就学健診などで見つかることがありますということです。

もし、その異常が発見された場合なんですけども、その後の進学について考えた場合、聴力を補うための支援について考える必要があると考えます。

補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。また、居住地域の学校に、難聴児を受け入れる学級がない場合ですけども、受け入れが可能な地域に転居する判断を迫られることもありました。

このように、難聴児を抱える家庭にとっては、経済的に大きな負担となっておりまして、他の家庭より家計を圧迫している実態がございます。

そこで、本町におきまして、18歳未満の聴覚による身体障害者手帳所持者は何名おられるのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

2名でございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。2名ということを確認させていただきました。こうした中、近年地方自治体では、障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障害児には、補聴器購入費の補助を受けることができるようになっております。

軽度、中等度の難聴は周りから聞こえているように見えますけれども、気付かれにくいために、音として聞こえていても、言葉として明瞭に聞こえていないために、そのままにしておくと言語の遅れや発音の誤りなど、言語発達に支障を来すと言われております。

したがって、早期に補聴器を装用することで、言語発達やコミュニケーション能力を高めることができます。

難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び、生活する権利を手に入れることにつながります。

そのためにも、補聴器の助成金制度が重要な支援策と考えます。必要な聴覚障害児には、補聴器購入費の助成が必要と考えますが、本町の現状について伺いたいと思

ます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

現在、難聴児に対しまして、補聴器購入費用の補助制度につきまして、重度難聴、これは両耳の聴力レベルが70デシベル以上になりますが、の場合につきましては、先ほどの身体障害者手帳を所持していただきまして、障害者総合支援法に基づく補装具の支給として、国の制度という対象になります。

また中度難聴、これは両耳の聴力が60デシベル以上の場合は、大阪府の制度、これは大阪府難聴児補聴器交付事業というのがございます、こちらの対象となっております。

軽度の難聴の場合は、どちらの制度にも対象にもならず支援を受けることができません。

お話をいただきましたとおり、新生児及び3歳6か月児健診の聴覚検査時におきましては、出生後、早期に状況を確認できるようになりましたが、課題といたしまして、先ほど申し上げました国や府の制度の対象とならない軽度の難聴児への対応が課題となっております。

軽度の難聴児に対しましては、先ほどございましたように、成長過程の早い段階で補聴器を装着しないと語彙力やコミュニケーション能力の発達に支障を来すことがあるため、府内の市町村におきましても、独自の制度として実施が行われていることもお聞きしてございます。

本町におきましても、平成29年11月より、豊能町軽度難聴児補聴器購入費等助成事業といたしまして、先ほど申し上げました国

と府の制度に該当しない軽度の難聴児、両耳の聴力が30デシベル以上60デシベル未満の児童に対しまして、制度を実施してございます。

なお、利用実績につきましては、制度創設から令和6年度に1件ございました。

今後も、各種相談等を通じまして、必要とされる児童に対しまして制度を御利用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

この助成事業、私も調べたんですけどなかなかヒットしてこなかったということで、今、実際はあるということで確認させていただいたんですけども、平成29年11月より事業がありまして、実績は1件ということで、令和6年、かなり低いなということで今実感しております。

その少ないということは、本当はどうかということなんですけれども、全くこの制度があるのに、なかなか町民の方が探しづらいとか、分かってないとか、それで、そういう申請がなかったのかということも考えられるんですけども、多数おられるんじゃないかなということを私懸念しております、この点について、町民に対して、この制度についての広報につきましてはどのようにされてきたのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました本事業につきましては、先ほどもお話しさせていただきました

たとおり、1名の実績ということでございます。

現在のところ、各種機関の私どもも持っております相談機関での対応につきましては、その都度御案内をさせていただいているということなのですけれども、議員おっしゃいますように、ホームページ上にはまだ記載はございませんでして、今後は、今までの相談機関での御案内と、ホームページ上での掲載ということを早急に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

そうですね、内容の充実も含めまして、使いやすいホームページ、すぐにヒットするという。今、なかなかヒットしにくい状況ですので、その点も改めまして、早急の対応をよろしく願いいたします。

次に、通告書5点目の改葬許可申請書について、質問いたします。

現在、お墓に埋葬されている遺骨を別の場所に移すことを改葬と言います。改葬の場合、改葬許可証が必要となります。

あるお墓に残されている遺骨を何らかの理由により別の場所へ移す場合には、改葬許可証がないと、次の納骨場所で受け入れることができません。改葬許可証は、現在納骨されている場所の市区町村役場で改葬許可申請書を入手しまして、必要事項を記入の上、必要書類を添付することで改葬許可証となります。

つまり、公的機関が、この遺骨は間違いなく何々さんだと認めまして、証明したのになりますので、受入先は問題なく受け入れることができます。

これが改葬許可証もなく、受入先に納骨してくれと言っても無理な話でございます。

どこの誰か分からない遺骨を受け入れることもできませんし、それがもしも違法性のある遺骨だったとしたら、受入先は罰則を受けることにもなってしまいます。

霊園管理者等が適正な維持管理を行うためにも、役所が証明する改葬許可証が絶対必要となるわけでございます。

そこで、豊能町内外に住んでいる方が、豊能町内のお墓に埋葬されている遺骨を別の場所へ移す場合、どのような手続や書類が必要になるのか、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、墓地、埋葬等に関する法律によりまして、埋葬、火葬、又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省で定めることにより、市町村長の許可を受けなければならないと定められておりまして、本町では改葬許可の申請の際、埋葬証明書の原本と受入証明書、こちらの方は写しで結構なんです、この両方を求めています。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

今お聞きしますと、本町においては、改葬許可申請書の添付書類に改葬先の受入証明書を必要としていることを今お聞きしましたね。

これ調べてみますと、7市3町でほとんどの市町では必要としておりません。隣の能勢町も必要としていないわけです。詳しくは、7市3町では、豊能町と豊中市以外は全て必要としていないわけです。

実質そういうことなので、本町は、この改葬先の受入証明書を必要とする根拠について、伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

この改葬許可の申請の際の、この受入証明書の添付についてですが、改葬許可証に記載されているこの改葬の場所を確認するための確認書類として、法的にはその他市町村長が特に必要と求める書類として、添付を求めています。

本町が発行しますこの改葬許可証にも、新しい改葬先の場所を記載する欄がありまして、必要となってくるということで、根拠法令でいいますと、墓地、埋葬等に関する法律の施行規則第2条に当たります。

ただ、本町の場合、御高齢の方からの申請が多く、申請書に記載された文字に難があり、例えば改葬先が判読できないような場合には、この受入証明書等で確認を行っているというところでありまして、ただ、この受入証明書は、必ずしも証明書の形式にこだわっておらず、改葬先が確認できれば使用承諾書であっても、契約書等の写しであっても差し支えないということで、申請者の負担にならないような範囲の中で、配慮させていただいているところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

今の答弁の中で、御高齢の方からの申請が多く、申請書に記載された文字に難があって、改葬先が判断できないときには受入証明書等で確認を行っているという答弁でございましたけれども、別にこの受入証明書がなくても、例えばパンフレットとか、そういうことで十分対応可能であるかなというふうに考えているんですけれども、当

然首長さんの判断でということは、当然分かりますけれども、これで、他の自治体の実態は違いました。大阪府43市町村全体の状況を調べてみますと、私が調べた限りでは、43市町のうち、6市1町以外は、もう必要としておりません。だから、35市町は全くこの附属添付書類は必要としておりません。改葬先の受入証明書を必要としない自治体が多数を占めています。受入証明書の有無につきましては、先ほど話ありましたけれども、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第2条第2項第3号、その他市町村長が特に必要と認める書類に該当することのございますけれども、今言った35市町村が全く使っていないということは、もう大分変わってきていると思うんですよね、現状はね。

近年の状況を鑑みまして、もうこれは豊能町も簡素化してもよいのではないかと考えますけれども、御見解を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

添付書類の省略についてですが、近隣では先ほども議員のほうから、本町と豊中市以外は必要としていないというお話がありました。近隣で必要としていない自治体では、実際、どうしてはるのかということヒアリングしてからの対応になるかなと考えておりますが、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

これは、恐らく最後の首長さんの判断になると思っておりますので、町長には聞きません、

この場ではね。聞きませんけれども、また、次の機会というか、今年改選ございますので、多分8月ぐらいにできあがるのかな、9月当初かなと思っているんですけども、この間しっかり、首長さんも含めて、やっぱりないほうがやっぱりしやすいというか、手間が省けるんで、ほかもそんな感じで、状況を聞いていただいて、判断をしてほしいと思っておりますので、中途半端な時間になりましたので、これで永谷幸弘の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、永谷幸弘議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

ただいま議長から、指名いただきました中川です。

この6月の定例会議の一般質問におきましては、選挙に関連することや公共交通、そういったことに関する内容についての質問を取り上げてございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

では通告書のナンバー1です。

選挙関連についてとの項目についての質問であります。

これにつきましては、昨年、2年前かな、令和5年6月の一般質問で行ったものなのですが、投票支援ボードとか、コミュニケーションボード、そういうような導入を、選挙の折に投入を提案をさせていた

できました。

コミュニケーションボードというのは、こういうふうなもの、前もお見せしましたけどもね。こういう形で、いろいろな、いわゆるコミュニケーションを取りにくい方にとって、こういうボードを使って、投票所でコミュニケーションを取っていくというそういう一つのツールなんですけども、そういったものを導入してみてもどうかという提案はさせていただきました。

そのときの答弁だったんですけども、「今後、近隣の取組の状況も参考にして、安心して投票が行える環境整備の一つとして、参考にしていきたい」と、そのような答弁がございました。

実際のところ、大阪府下におきましては、岬町だとか、田尻町、泉大津市などで導入されておりまして、お隣の箕面市におきましても、投票支援ボード、こういったものが導入されているような状況でございます。現状ね。

豊能町のその後の状況をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

投票の支援カード、コミュニケーションボードにつきましては、投票する際に、補助や支援を希望される方が投票所で対応してほしい内容を事前にカードに記載することで、投票手続がスムーズに行えるというようなものと認識してございます。

投票支援カードには、代筆をしてほしい、文字を読んでほしい、投票所の中を誘導してほしいなどの支援内容が記載されており、チェックして利用してもらおうものとなっております。

また、コミュニケーションボードについては、入場券がない、子どもも一緒に入場できますかなどのそれぞれの回答を文字やイラストで表現をしており、投票所に設置して活用するものでございます。

本町におきましては、期日前投票、あるいは投票日当日において、お困りの方には、投票の事務従事者から声をかけるようにしてございます。

ゆっくり丁寧に話しかけ、代理投票、あるいは投票所内の誘導、車椅子の対応など、又は投票日当日は手話通訳の支援が行えるよう待機するなどの対応を行ってまいります。

前回も同様、近隣の状況も参考にとということでお答えしておりますが、現在のところ、安心して投票が行える環境整備という面では、現在、一定整っているのかなという認識がございまして、引き続き、近隣の取組も含めて、参考にしていきたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

しっかりと取り組んでいただければと思うんですけども、今、紹介させていただいた投票支援カードとかコミュニケーションボードいいですか、そういったもの以外でも、また最近、新たな何かツールが出てきておりまして、それを次にまた紹介をさせていただきたく思うんですけども、次、奈良県葛城市のこれは事例というか内容の紹介になりますけども、視覚障害です。目が不自由な方、視覚の障害の方が投票用紙の所定の場所に、いわゆる候補者名を書くという、これが投票なんですけども、どうしても代理投票ではなく、誰かに書いてもらうのではなくて、自分で自筆投票できるような形を整えている地域、これが葛城市なん

ですけれども。どんなふうなことなのかといいますと、投票用紙はこんな四角いこんな紙ですけれども、この紙の中に候補者名というか、政党名とかを書く欄というのが一部限られてますんで、その欄にうまいこと、この視覚障害者であっても、そこに、鉛筆を持って名前を書けるようなツールが実はありまして、何かこういう四角いプラスチックのケースみたいな、そこに候補者名とか政党名を書くとところだけ穴が開いていて、ちょうどその紙をそこに入れるとその窓が開いたところ、そこに手で触って名前が書ける、そんなふうなツールが実はございまして、これは、そういう投票用紙の記入補助具という名前がありますけれども、そういうものをこの葛城市では配備をされているようでございまして、実は、箕面市のほうでは、これ箕面市のホームページに載ってましたけど、実はお隣の箕面市でも、この投票用紙の名前を書く補助具というものを既に導入している、そのような事例を紹介をされておりました。

先ほど申しあげました投票の支援カードというか、ボードとかコミュニティボードだけじゃなくて、こういう視覚障害者の方にしっかりと自筆投票、書いていただける、そういうふうなツールも近隣の地域でも使用されているという事例がございますので、先ほどあんまりいい答弁じゃなかったですけれども、こういう事例もありますので、今後どうかなと思ひまして、この辺りいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

奈良県葛城市の選挙管理委員会では、投票所に投票用紙を挟んで使用するプラスチ

ック素材のケースを用いた投票用紙記入補助具を備え付けていらっしゃいます。

この投票用紙記入補助具では、投票用紙の記入欄に当たる部分が、先ほど議員の御説明あったように、くり抜かれて、手で触ると記入する位置が分かるというものでございまして、視覚障害者のある方が代理投票ではなく、自ら記入して投票できるよう補助するものとなっております。

本町におきましては、先ほどの投票支援ボードでも申しあげましたとおり、お困りの方に投票事務従事者が声をかけ、ゆっくり丁寧に、場合によっては代理投票、あるいはその投票対応を行っているところでございます。

また、このほか視覚障害のある方の投票におきましては、点字投票もできるように、点字投票用紙の投票用紙及び点字機を各投票所に備え付けてございます。

投票用紙の記入補助具につきましても、これも、近隣の取組も参考にして、安心して投票が行える環境整備の一つとして、参考にしてまいりたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

今年につきましては、7月かな、予定されている参議院の選挙、当然豊能町でも投票をしなければならないというふうな選挙でありますし、また9月になりましたら、町会議員の選挙も、またございますので、そういった意味で、どのような方でもしっかりとこの投票を安心して行けるという、そういうふうな環境をつくっていくためにも、これからはしっかりと、今申しあげましたような事例、参考にして、いい感じに持って行っていただければと、このように思っております。

あと選挙となりますと、やはり、より多

くの方にやっぱり選挙に行っていたかどうか、そういうふうな取組いうか、そういうものも大事なのかなと思っておりまして、そういった意味では、小さいとき、子どもの時代からしっかりと、この選挙というものを、どんなものかというのをやっぱり知っていただいて、大人になってからしっかりと、投票に行くというか、そういうふうなことが行っていければ、素晴らしいことかなと思うんですけども、実は、石川県の野々市市という、そういう地域ではございますけども、未来の有権者である子どもたちに、選挙の意義とか大切さ、そういうものを学んでもらうために、選挙啓発紙芝居「とうひょうにいこう」という、そういうふうな紙芝居を作って、子どもたちにいわゆる選挙の啓発というか、そういうことを行っているようでございまして、豊能町では、どのような形のことをやっているのか分かりませんが、一応こういう石川県野々市市の「とうひょうにいこう」という、こういう紙芝居、ちらっと見たんですけども、いろんな動物が登場するのかな。その動物たちで、話合いの中で、どれがええ、あれがええみたいなんを検討していく中で、結局、投票というか、それで決めていこうやないかみたいなんで、物を決めていく、そういうふうな本当に簡単な内容かなと思うんですけども、そういうふうな紙芝居になってたように記憶しているんですけども、こういった取組をされておりますけども、豊能町でも参考にしてみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

石川県野々市市の選挙管理委員会では、

子どもたちに選挙の意義や大切さを学ぶ機会を与え、さらには親子連れ投票の推進を目的として、市内の保育園児等を対象とした選挙啓発紙芝居を作成されております。

保育士等を志望する野々市市内の高校生が、年長の園児に対して、紙芝居の読み聞かせを行い、その後の実際の選挙で使用する投票箱や、記載台を用いて、園児が翌日の遊びを模擬投票で決めるといった取組をされていると認識しております。

本町におきましては、小学校、中学校へ選挙啓発ポスターコンクールへの参加の周知や、あるいは、選挙権を得た時期を捉え、成人の集いにおいて、選挙啓発冊子を配布するなどの取組を実施しております。

今後、他団体の事例を参考に、選挙啓発の効果的な取組を推進していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

少子高齢化という、そういう時代になってまして、やはり我々はどんどんどんどん年とっていきます。若い人たちがこれからだんだんと社会の中核を担っていくような、そういうふうな人たちになっていくんでしょうけども、結局その人たちの数がやっぱり少ない。でも、しっかりとその人たちの意見が反映されていくためには、しっかりとこの投票に行ってもらおうというか、そういうふうな意識を高めていく、そういうふうな啓発はやっぱり大事な事かなと、このように思っています。

実は、せんだって、議長と一緒に、研修に東京に行ってきたして、町村議長会の議長と副議長を対象にした研修会がありました。

その研修会の内容は、防災関係の内容だったんですけども、本来のその防災のテー

マの講演が始まる15分前に、ちょっとお知らせですみたいなことで、事務局のほうから紹介があったのが、こういう冊子でございまして、「地方議会、あなたとともにつくる未来」みたいな、こんなパンフレットが実はあるんですわと。

こちらは低学年、小学生みたいな方向けのもので、漢字に全部振り仮名つけて、それから、こちらのほうがどちらかというと高学年向けのそういう冊子になってまして、どうも、ここに描かれてあるこのマンガのなんちゅうんかな、フリーレンと書いてます。私、知りませんけどね。結構有名らしいんですけども、こういうふうなのが載ってて、結構子どもたちには好評みたいな、そんな話がありまして。これ各地域でも使えますよみたいなこと紹介があり、ただし、印刷費はちょっと出してもらわなあかんねんけどもみたいなことで、こういうふうな啓発のパンフレットの紹介もありましたので、一般質問のこの場をお借りしてお伝えをさせていただきたく思いました。

ということで、いずれにしましても、若い人たちにしっかりと、議会とは何ぞやと、また、選挙とは何ぞやみたいなものしっかりと分かっていただく、知っていただいて、後々に生かしていただけるように、これからもやっていただきたいのと、このように思っております。

そうしましたら、次の項目に移ります。

そうしましたら、次に、通告書のナンバー2になりますけども、公共交通についての項目に移らせていただきます。

先ほど来、いろんな議員のほうから、阪急バス、公共交通の話、いろいろと出ておりました、私のほうにもやっぱり今回のこの阪急バスのダイヤ改正というか、この辺りに焦点を当てた質問になってございます。

まず、この4月21日付で、阪急バスのダ

イヤが改正されて、結構どたばたとした状況でございましたけれども、実際、この21日の阪急バスの改定並びに豊能町としても、それをしっかりと対応できるように、いろいろと考えて対策を取っていったかと思えますけども、そういった対策も取った上で、状況は今どんなふうになっているのか、まずその辺りから、御説明、もしできるならばお願いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今年の4月21日に行われた阪急バスのダイヤ改正は、大幅な減便、バス停の廃止等がございました。

阪急バスの減便に伴う移動手段の確保といたしまして、デマンドタクシーの時刻改正も併せて同時に行っている状況でございます。

東西デマンドタクシーのダイヤ改正につきましては、通勤通学時の阪急バスの代替手段となるよう行ったため、阪急バス等々の乗換えですか、それに合わせた対応を取ってございます。

今回、時間がない中、迅速に取れる対応として、そういうような対応をさせていただいた次第でございます。

今後においても、先ほどからの質問ありますが、運転手の確保、不足状況もございますので、そのような対策も、今回の補正予算にも上げておりますが、今後、事業者と協議をしながら、改善策を検討していきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

今、総務部長のほうから御答弁がありま

した。その中において、実際、バスがもう完全に廃止になったという、そういうふうな路線もあります。余野から牧かな、この間のバスは完全になくなりました。あと、その他はいろいろ、時間帯もそれぞれありますけども、減便になっているというふうな状況でございました。

今、廃止になったという、牧と余野を結ぶ阪急バスなくなりましたけども、これについては、今紹介ありましたように、デマンドタクシーの時間帯を早めるというか、そういったデマンドタクシーの時間帯の改正といいますか、そういったものができたがゆえですけども、今まで阪急バスで牧のほうから仕事に向かっておられた方が、阪急バスがなくなって、どないしようかなというようなことやったんですけども、この新たに時間設定されたデマンドタクシーを使って、何とか仕事に行けるようになっていくという、そういうふうなうれしいお話も私聞かせていただいております。

しかしながら、阪急バスが減便をする、朝の時間帯に阪急バスが減便するというふうなことで、どうしても、ある時間帯にお客さんががっと集中してしまう、そのような傾向も見られている。これ希望ヶ丘での事例なんですけど、話なんですけども、やはり朝のこの便に、もう満杯になる、バスが。そういうふうな状況になっているんですけども、その辺りちょっと、行政側は状況は把握されているのか、そこもお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今回の阪急バスのダイヤ改正後、その後の状況をちょっと把握はしております。

改正前後の1週間、改正前、改正後約1週間の利用状況を調べておりますと、やはり議員がおっしゃるとおり、特に朝の東地区においては、萱野行の便数が減ったということで、その前の便に多分集中されたと思うんですけど、大変多く乗車して、もう満杯状態というような状況は把握しております。

それを受けまして、本町で何ができるのかというところは、今後、交通事業者等含めて、デマンドタクシー等の対応でできるのかどうか、あるいは、これまでの御質問でも、止々呂美のほうまでつないだらどうかとかいうような御指摘もいただいております。

町で補完的に、例えば朝夕1便ずつ運行できないのかというような検討もいたしておりますが、町でなかなかそれを運行するのは難しい。交通事業者に頼むにしても、運転手がおらないという状況もございます。

なので、そのような運転手確保の対策事業は今回の予算でも上げさせていただいておりますけど、早期にはなかなか対応できないのかなと思ってございます。

今後、交通事業者等々の意見も聞きながら、あるいは運転手確保の状況も踏まえて、利用者のニーズも、議員の方々からも意見をいただいておりますので、その辺の地域の方の状況も踏まえて、町としてどのような対策が取れるのかということは検討していかないといけないなと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

中川でございます。

バスのダイヤが改正する前と改正後の状況をしっかりと把握もされているようで、実際、もう朝の希望ヶ丘、朝の阪急バスの便が結構もう満杯になっているという状況

も御存じであるというようなことで、今、御答弁ありましたけども、その朝の希望ヶ丘の阪急バス、これが満杯になっているというふうな状況を住民の方から連絡をいただいたわけなんですけども。その方いわく、バスが満杯で、子どもが通学に、毎朝、その阪急バスで通っているんですけども、それに乗れないというような状況があったんで、えらいこっちゃなというようなことで、こちらに電話かかってきたんですけどね。その住民さんのほうには、バスがそういうふうになっているのは申し訳ないことやけども、ただし、あのバス以外にデマンドタクシーというの、実は希望ヶ丘からいわゆる中止々呂美かな。あっちのほうとか、ときわ台のほうとかにも行っているんですよみたいな話をさせていただいたら、そうなんですかというふうなことで、もし、いわゆるデマンドタクシーを利用して希望ヶ丘から行くならば中止々呂美まで行って、そこから阪急バスに乗り換えるみたいな、そんなルートでも大阪市内へ通学できると思いますよ。できますよ。時間帯、多分行けるんじゃないですかね、多分行けそうな時間帯やったんですけどね。

ただ、そうなった場合、デマンドタクシー何ぼ要りますかというたら、多分500円やったかな、要りますわみたいなことをお伝えさせていただいたら、ええっ、実は子ども阪急バスの定期券持っていますと、さらに、それとはまた別にまたデマンドタクシー乗ったら500円要るんですかみたいな、ちょっとそれは、負担が毎日毎日だったら大きなみたいなことがありますて、そういった意味で、どうしてもこのバスのダイヤが減ってしまったがゆえに、バスに乗りにくくなったという、満杯で乗れないというか、そういうふうな形で、どうしても、デマンドタクシーなんかを利用しないかんような

場合には、そのデマンドタクシーの料金を何とかちょっと軽減するとか、阪急バスの定期券があれば、デマンドタクシーをちょっと割安で使えるよとか、何かそういうふうなことを考えていくことも、ちょっと必要なんじゃないかなと思ったりもしているんですけども、その辺りは、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

その前に、東西デマンドタクシーの先ほど500円というお話も出ましたが、例えば、希望ヶ丘から箕面森町まで500円、止々呂美で乗り換えれば400円という設定させていただいております。御報告しておきます。一定費用はかかります。

今回の通学で定期をお持ちの方はデマンドを利用されると追加的に料金が発生するということについては、当然、内部でも、そのような議論をいたしました。

ですが、今回、急な対応ということで、取りあえず、デマンドタクシーのダイヤはつなげるようには、一定見直したんですが、料金の件ですね。これについては、課題であると思っております。

定期がある上に、デマンドタクシーの料金まで払うとなると、高額な負担が保護者の方にもかかってしまうという状況は認識してございますので、今後、この件につきましては、運行事業者とちょっと協議をしまいたいと、このように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

この部分は、今の話は、結構大きな部分

やと思いますので、しっかりと、また取り組んで、検討を進めていただければと、このように思っております。

そうしましたら、同じ公共交通になるのかなと思うんですけども、次の項目の質問に移らせていただきます。

実は、2023年なので2年ぐらい前になりますかね。茨木の商工会議所なんですけども、そこが北大阪環状モノレール準備室、そういったものを何か立ち上げてございまして、私もちょっといろいろインターネットで見ておったら、ぱっと目についたのが、この北大阪環状モノレール準備室というか、内容でございまして、この準備室が、実は、北大阪環状モノレール構想というものを発表をされてございます。

この構想の内容を見てみますと、大体茨木の商工会議所がやっている内容なので、茨木市、そこを中心とした内容になってますけども、例えば、一つのルートとしては、吹田市の万博の記念公園とか、阪急の北千里駅、そういったところを結ぶモノレールとか、あと同じく茨木から箕面萱野駅とか、阪急の箕面まで、そういったところを結ぶルート、そういうところにモノレールを架けていくというか、そういうふうな構想になってまして、さらにそれにプラスアルファで、ここが非常に着目いうか、注目すべき部分なんですけども、実は、この茨木のまち、JR茨木の辺りですかね。あの辺りから茨木のちょっと山手のほうですかね。山手台サニータウン、それから安威川ダム、何かきれいになりましたけど、公園ができたのかな。そこを經由して、実は、忍頂寺、それからそこを通過して、彩都西駅、モノレールの駅、そこに結ぶ形で、いわゆる環状線のような形のモノレールの路線を作っていくような、そういう構想になってございまして、ちょっと私もこういうのを見つけ

たんで、ちょっと一遍紹介がてらやってみようかなと思って、今日取り上げたんですけども、豊能町としては、どんなふうはこの構想をお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

北大阪環状モノレール構想につきましては、北摂地域に新たに環状モノレールを走らせるという壮大な目標を掲げ、民間企業として事業化すべく、2023年12月に茨木商工会議所が立ち上げた北大阪環状モノレール準備室から発表されているものと認識してございます。

これからの人口減少、あるいは運転手不足、このモノレール、無人運行を何か想定されているようなことであると認識しておりますが、その運転手不足などの地域公共交通の在り方にも関係してくるものであると思っております。

整備の内容といたしましては、茨木市内がメインでございまして、箕面、高槻の山間部を走り、1周約30キロ程度を1時間で循環し、あるいはJRや私鉄の駅ともつなぐという環状モノレールのようでございます。

豊能町から一番近い駅といたしまして、先ほど御指摘の忍頂寺があるのかなと思っております。

ちなみに、この役場から忍頂寺駅までの距離をちょっとネットで測ってみますと、約9キロございました。約20分ぐらいの車の移動と。

ちなみに彩都西駅まででしたら12キロあるものでございます。萱野まででしたら13キロ程度、箕面萱野は13キロ程度ということで、忍頂寺駅が実現すれば、この東地区で

は、鉄道駅では近いというような状況になるのかなと思ってございます。

そうなりますと、利便性の向上も図れるのかなと思ってございますが、現時点では、茨木商工会議所が先導する構想の段階であると認識しておりますので、今後の動きを注視してまいりたいと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

ありがとうございます。

一番近いところで忍頂寺というような話、今さっきされてましたけども、ほんまに私も地図上ではありますけども、豊能町と茨木市の境目のところから、大体200メートルずつこうやって伸ばしていったら、大体4キロから5キロぐらいのところに忍頂寺の公園があるなみたいな、そんなふうに見えましたので、そういった意味で、本当にこれができるならば、結構、豊能町にとってもいいなというふうな感じがいたしましたけども、せっかく忍頂寺まで来んねやったら、豊能町まで来てくれへんのかなみたいなそんなふうなことも思ったんですけども、多分、これは、箕面とか、池田とか、そういったところとは連携していかなあかんような内容の話なんやけども、今回、豊能町に何か一緒に連携しませんか、豊能町も走らせませんかみたいな、そういう話はあったんですか、ないんですね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在のところ、この件について、豊能町のほうに、何か参画の打診があったとかいうようなことは、なかったと認識してございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

実際、やるにしても、1年や2年でできるような内容じゃないので、大分先の話になるかとは思いますが、本当にそれが実現するのであれば、東地区にとっては、利便性が結構アップするのではないかなと思うんで、そのときには、その忍頂寺というモノレールの駅に、何とかこの豊能町からアクセスできるような、そういうふうな交通網を考えていくようなことにすれば、東地区の方にとっては非常に大きな、喜んでいただける内容になるんじゃないかなと思いますんで、豊能町は全く参画はされていないようでございますけども、今後の進展をしっかりと見守っていただきたいと思います。私も、しっかり見守っていきたくて、このように思っています。

そうしましたら、次の項目に移らせていただきます。

次は、通告書ナンバー3になります。

二地域居住についての項目に移ります。

総務省は、都市と地方の二地域居住を推進しようとしているようでありまして、この二地域居住の計画を策定すると、財政の支援を受けられるというふうな、そのような制度のようでありますけども、豊能町のほうでも進めてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

総務省は、2025年度の都市と地方に生活拠点を持つ二地域居住の普及に取り組む自治体へ特別交付税の財政支援を行うこととしております。

二地域居住に関心を持つ人のための相談窓口の設置、仕事場として使う共同作業スペースや居住体験施設の整備、居住用に古民家を改修するなどの取組に対して、財政支援が受けられるとのことでございます。

本町では、自然豊かな環境での生活など、新興住宅地よりも旧村地域での二地域居住が対象になるのではと考えられますが、住む場所、仕事、コミュニティなどのハードルが存在するのではないかと考えております。

二地域居住の推進に向けては、都道府県と市町村の連携も必要となり、都道府県では、二地域居住の促進のための特定居住拠点施設や重点地区を定めた広域活性化計画を作成し、必要に応じて特定居住拠点指定周辺へのアクセス道路などのインフラ整備を実施することとなり、また、市町村においては、二地域居住の促進に関する基本的な方針、特定居住拠点施設の整備に関する事項を記載した特定居住促進計画を作成し、施策を実施することとなります。

また、二地域居住の促進に取り組むNPO法人や民間企業を特定居住支援法人に指定し、NPO法人や民間企業が主体となって、二地域居住の施策を進めていくこともできるようでございます。

今後、総務省の特別交付税措置の内容、府の広域活性化計画の策定状況、また他の自治体の取組事例、実績などを注視しながら、関係人口の拡大につなげていく取組として、研究してまいりたいと考えてございます。

この件につきましては、議員のほうからの資料を提供されておりますので、それも見ておりました。

これ一例で、例えば、東京都と福島県の川俣市、この件についての取組も挙げられておったんですが、今回のこの国の二地域

居住については、もう少し、都市と遠い地方の二地域居住を想定しているのではないかと。この東京都と川俣市では、距離で言うと約300キロございます。本町から約300キロですと、金沢市とか、鳥取の松江市とか、そういうような位置関係になるのかなと思ってございます。

本町では、都市部が近くございまして、例えば、日帰りで十分、例えば農業とか、就農とかできるような状況もございますので、若干そのスケール感が合うのかなというような疑問も持った次第でございますので、この検討については、またちょっと勉強して、本町に生かせるものであれば、取り入れていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

今の事例があまりにも300キロ離れているという事例を御紹介いただきましたけども、でも距離に関係なく、やはり自分が住んでいるところ、都心部に住んで、こういう環境のええところという、そういった、距離に関係なく生活環境が違う、そういうところを選ぶというふうな意味では、距離に関係なく私はいけるんじゃないかなと思ったりもします。

ほんで、これ読売新聞の記事の中に紹介がありましたけども、2022年の統計調査によりますと、18歳以上の方で701万人がこの二地域居住を既に実施しているという、そういうふうな統計もありますけども、もうかなりの人数ですよ、そういう意味ではね。

そういう意味で、そういう人たちがいかに豊能町に取り込めるかとか、そういうところもこれからの大事なポイントやないかなと思うんで、これからも引き続き、ちょっと検討していただければと、このよ

うに思っております。

そうしましたら、次の質問に移ります。

次に、通告書ナンバー4の教育についての項目に移らせていただきます。

もう大分前になりますけれども、令和2年10月の会議の補正予算におきまして、小中一貫校の施設整備費用、これが可決したわけでございます。いわゆる2小2中の費用が可決したのがこのときでございます。

このときに、私も予算に賛成をさせていただいたわけでございますけど、ただし、私は、東地区からどうしても西地区へ通学したいという、そのような声も実際当時あったという、そういうのを背景にして、そのような方にしっかりと東の地域から西の学校へも行ける、そういうふうな道を開くことを条件として、条件付きに2小2中のこの予算に私は賛成をさせていただいたんです。今、お亡くなりになった川上議員もたしか同じような感じで、条件付きで賛成をされておりましたけれども、その後、同じ令和2年12月、その12月の一般質問におきましては、学校選択制という、そういうふうな制度について質問をさせていただいたことがあったんです。

これは、当時というか、今もそうだと思いますけど、東京の八王子市が行っている制度で、学校選択制、八王子市というのは人口60万人近くいらっしゃるんですけども、八王子の駅の周辺は非常に栄えている、開けているところですけども、西のほうに行くと、多摩地域の山間の地域がございますので、そういった意味で、この八王子のまちのいわゆる小中学校というのは、いわゆる都市部と山間部という、そういう学校が存在するので、片や小規模校、片や大規模校、その学校どちらにも、小規模校の学校じゃなくて大規模に行きたいならそっち行けるよ、大規模校やけども、小規模校にも

行けるよみたいな、そういうふうなことをやっているのが八王子市やったので、そのような制度もあるんですよみたいなことを紹介をさせていただいたのが、この令和2年12月の質問だったんです。

そのときに、当時の教育長のほうの答弁は、この来年から実は始まりますけども、義務教育学校がスタートするまでに、小中学校の通学区の審議会という、そういうふうないわゆる場で審議していくという、そういうふうな答弁でございました。

ようやくこのたび、来年4月からスタートする義務教育学校の通学区域のいわゆる審議会というか、そういったものが4月から行われて、この間2回目かな、行われたのかなと思いますけども、ちょっと私1回目は傍聴させていただいたんですけど、2回目ちょっと参加できませんでして、実際のこの審議会の状況を、どんな内容だったのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

去る5月29日に第2回の通学区域審議会が開催され、審議会の答申がまとめられました。

審議会の中では、委員の方から、通学区域を自由化してはどうかという御意見をいただきました。

一方では、地域とともにある学校という観点から、通学区域はきちっと定めるべきであるというふうな御意見もありました。

教育委員会の事務局としては、その中では、例えば、指定校の変更、これは市町村をまたがる場合は、区域外就学の制度ということで、その制度について、例えばいじめなどがあった場合には、それで通学ができない、そういう状況があれば、例えば、

その制度を活用して、区域の違う学校に、
そういうふうに通学できるという制度につ
いて説明をいたしました。

最終的に、審議会としては、とよの東学
園については東地区全域、とよの西学園に
ついては西地区全域という形で答申をする
ということで決定をいたしました。

審議会の中でも御説明を差し上げたんで
すけども、今回の件につきましては、今後、
保護者にも説明をした上で、最終的には教
育委員会において決定することとしており
ます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

御説明ありがとうございます。

そうしましたら、一応原則として、東は
東、西は西という、そういうふうな話だっ
たと思いますけども、これから最終的にま
とめるまでに、保護者の皆様にもこの話は
させてもらおうと。

そういうときに、保護者の方から、いや
いや、東のほうから西のほうに行きたいわ
と、その逆に、西のほうから東に行きたい
わみたいな、そういうふうな御意見、そう
いったものがもし出てくるようであれば、
それはどんなふうに対処されようと考えて
おるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

実際に説明会を開いたときに、そういつ
た、どういった声が出るのか、その説明会
の内容に応じて、教育委員会としてどう考
えるか検討していきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

しっかりと保護者の皆様の御意見を吸い
上げていただきたいと、しっかりそれに対
して対応していただきたい、このように要
望を申し上げておきます。

そうしましたら、次の質問に移らせてい
ただきます。

うちの私の地域、東ときわ台なんですけ
ども、小学校は東ときわ台小学校の子ども
の見守りを毎朝のようにさせていただいて
ますが、年に何回か、いわゆるここに実家
がある方で、海外に居住されている、そう
いう方が一時的に帰国されて、小学校のほ
うに通っておられる、そういう姿を見かけ
るんですけども、でも、それは小学校だけ
の話であって、それは体験入学という形で
小学校に行っているんですけども、ただし、
その方が今度、その子どもさんが中学校に
なると、中学校にはいわゆる体験入学制度
というのが豊能町にないという、そういう
お話を実際その保護者の方から聞かせてい
ただいて、自分なりにいろいろ調べてみま
すと、豊中市さんでは、この中学校でも体
験入学の受入れいうか、そういったものを
やっている、そういうのを見つけまして、
資料として、既に提示させていただいてま
すけども、豊中市ではやってるんやけど、
豊能町ができてないんやけども、何とか豊
中市でもできるんやったら、うち豊能町も
できるんちゃうかなと思うんですけども、
何とか中学生でも体験入学受入れしてあげ
たらどうかなと思うんですけども、どんな
もんなんですかね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

本町における体験入学は、日本国外に在
住している児童が、長期休暇などを利用し
て日本に一時的に帰国する。その場合に本

町に居住する際に、日本の学校の授業を体験するために、滞在先の町立小学校に通うことを希望する場合には、受入先の学校との条件が合えば、体験入学をすることができる制度で、本町では小学生を対象として実施しております。

中学生につきましては、中学校になると、毎月何らかの形で、例えば、中間テスト、期末テスト、あるいは行事があり、その合間で受け入れるということになると、なかなか御本人も落ち着いてその体験という形で入学をするというところで、その対応が困難であること。また、中学生となりますと、クラブ活動や体育の授業、これが小学校のときの授業とは異なりまして、要は体調管理であるとか、個別の内容、個別の配慮が、特に必要となるところで、最終的に今現在は小学生を対象として、こういう体験入学の制度を設けているというところでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○10番（中川敦司君）

そうしましたら、私、先ほどの初めの中で言いましたけど、なぜ豊中市はそういうことができているのか、その辺りはどのようにお考えですか。多分、同じ中学生なんやから、豊中市も豊能町もそう大して変わらんとするんやけども、やってる試験なんかも結構あるやろうし、そういった意味で、豊中市ができているのは何でやというふうに、その辺り何か分かりますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

豊中市の体験入学というのは、この受入れにつきましては、もともと豊中市の学校に在籍していた児童生徒で、今後、帰国す

る予定があるという、そういう条件を付けて、要は体験入学を実施しているようでございます。

豊能町におきましては、今申し上げたような、そういう、やはり中学生の場合のその教育課程の違いというところと、いわゆる本当の体験といえますか、1か月帰ってきたから、その間に、例えば体験というような形での入学という形で実施しておりましたので、そういう形で、ちょっと実施することは現在のところ、やはり中学生では困難であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

以上で中川敦司議員の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は明日6月4日午前9時半より会議、引き続き一般質問を行います。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時00分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 1番